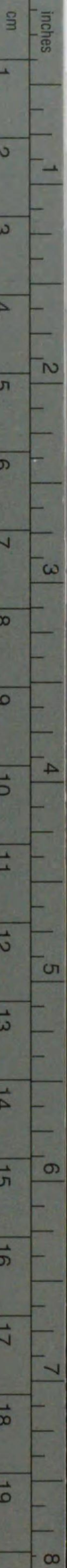


Kodak Gray Scale



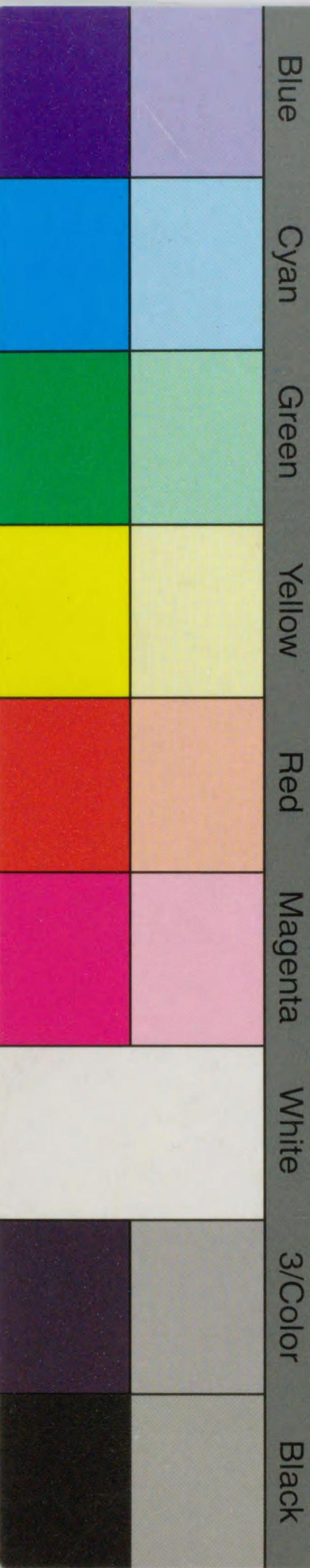
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



128
261

家産に
貝原益軒

128
261

於家
け庭
子に

司馬原景行

見

司

益

垂

文學士 伊東尾四郎著

家庭に於ける

具原益軒

東京 丸善株式會社

大正
3. 5. 12
内交

例言

一、益軒先生に關しては、曩に『貝原益軒と松永尺五、山崎闇齋、木下順庵との關係』東亞之光 第四卷第五號、『貝原益軒と京都地方』京都帝國大學史學講演集 第二冊、『貝原益軒逸事談』歷史地理 第十卷第一號、『貝原益軒先生の事蹟に就きて』福岡縣教育會主催 益軒先生二百年祭講演筆記等の短文を公にせしが、『家庭に於ける貝原益軒』は稍長文となるを以て、單行本とせり。一家訓書類の原文を、部分的に引用する時は、原文の全體が如何なるものなるかを知ることはざる憾あり、故に家訓書類の原文は、總て卷末に其の全體を引用することとせり。一、卷首に掲げたる先生夫妻の畫像、其の他の筆蹟等は、専ら貝

例言

二

原家秘藏のものを寫し、卷末に引用せる『損軒遺訓』、『篤信一世用財記』等亦貝原家所藏の原本に據れり、貝原家が本書編纂に特に便宜を與へられたるを謝す

大正三年四月

編者識

家庭に於ける貝原益軒目次

挿畫目次

| | | |
|--------|---------------------------|---|
| 益軒先生畫像 | | 一 |
| 益軒先生自贊 | | 二 |
| 東軒夫人畫像 | | 三 |
| 益軒先生筆蹟 | 東行之戒 <small>卷首と</small> | 四 |
| 益軒先生筆蹟 | 損軒遺訓 <small>卷首</small> | 五 |
| 益軒先生筆蹟 | 損軒遺訓 <small>卷尾</small> | 六 |
| 益軒先生筆蹟 | 篤信一世用財記 <small>卷首</small> | 七 |
| 益軒先生筆蹟 | 篤信一世用財記 <small>卷尾</small> | 八 |

挿畫目次

一

挿畫目次

| | | |
|-------------|----------|----|
| 益軒先生筆蹟 | 日記の一節其の一 | 二 |
| 益軒先生筆蹟 | 日記の一節其の二 | 九 |
| 益軒先生遺品 | | 一〇 |
| 益軒先生自署及雅印 | | 一一 |
| 東軒夫人雅印及筆蹟 | 色紙 | 一二 |
| 東軒夫人筆蹟 | 謠本 | 一三 |
| 東軒夫人筆蹟 | 書簡 | 一四 |
| 益軒先生二百年祭講演會 | | 一五 |
| | | 一六 |

篇中目次

貝原氏略系

| | |
|-------|---|
| 貝原氏略系 | 一 |
|-------|---|

家事年表

| | |
|------------|----|
| 家事年表 | 二 |
| 一部の自叙傳 | 八 |
| 心血を灑ぎたる家訓書 | 九 |
| 筆まめなる私記録 | 一一 |
| 父と母 | 一四 |
| 三人の兄 | 一八 |
| 青年期の失意 | 二五 |
| 父に對する孝情 | 二七 |
| 東軒夫人 | 二九 |
| 琵琶と箏 | 三四 |
| 兄に對する友情 | 三六 |

篇中目次

篇中目次

四

甥と養子

.....三八

叔母と乳母

.....四三

交際

.....四四

附録目次

東行之戒

.....一

勸戒之條目

.....四

損軒遺訓

.....七

篤信一世用財記

.....二六



益軒先生畫像





この畫像の上に次の如き自贊あり

益軒翁畫像贊

名手精畫易運為平描像狀其克肖凡吾身稿而後淨寫如此可謂
形重不苟也因自贊以述其高云

樸廬之贊 表打之記

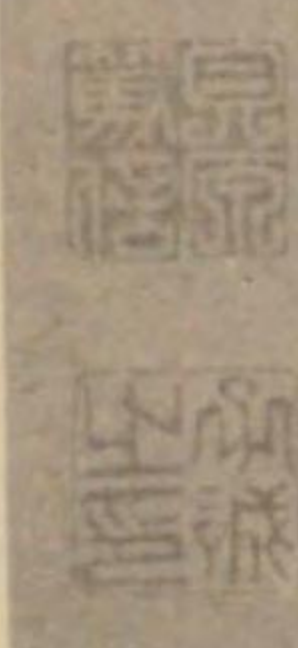
引鏡觀影 彷彿畫圖

玩古不倦 至老增娛

千魚有信 動履產平

元禄甲戌七月既望

貝原篤信六十百歲書



益軒先生自贊



東軒夫人畫像

三

益軒翁畫像贊

名手狩野昌運爲予描像欲其克肖凡五易稿而後淨寫如此可謂鄭重不苟也因身贊以遺來裔云

樸陋之質 衰朽之軀

引鏡窺影 彷彿畫圖

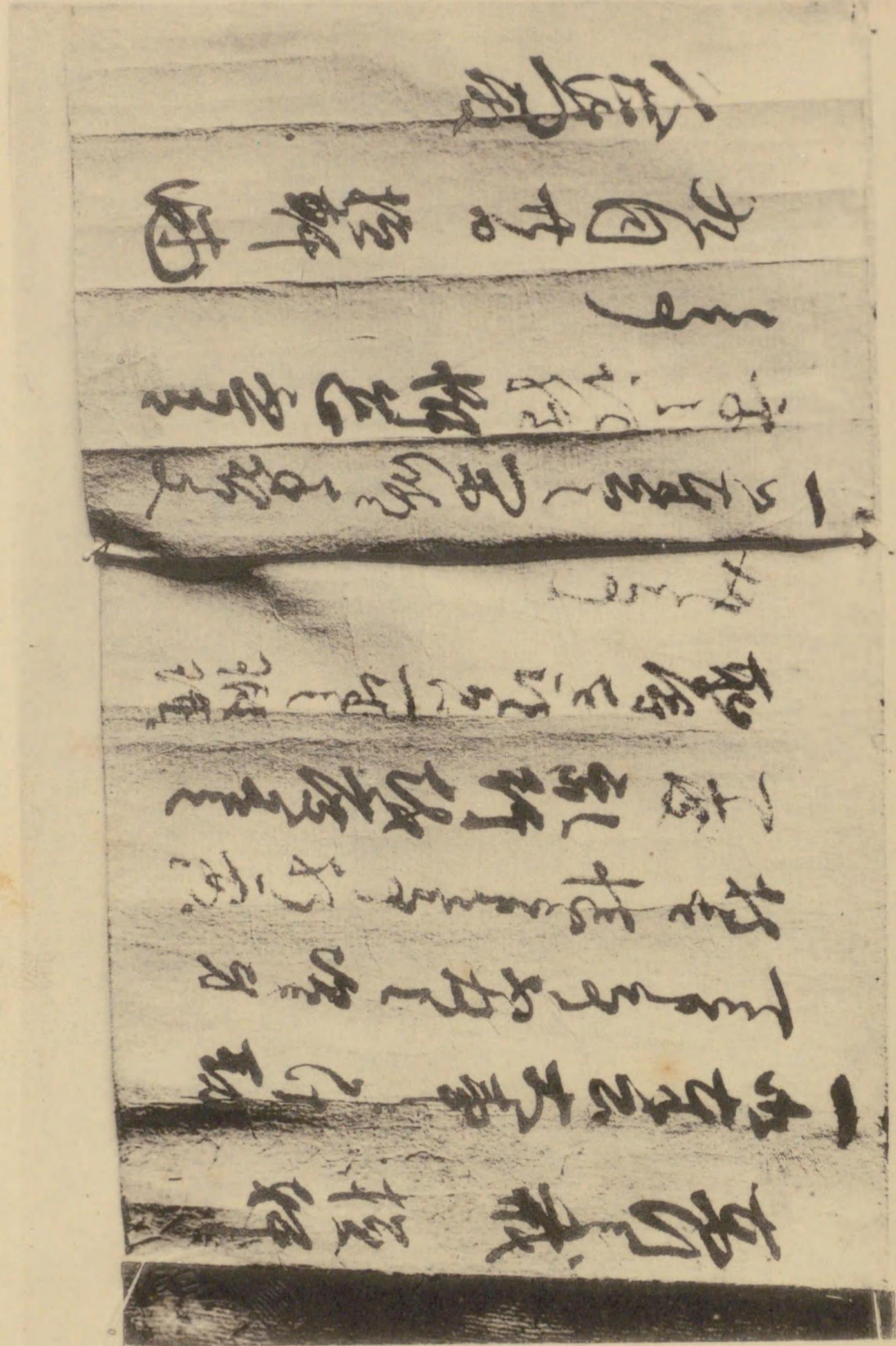
玩古不倦 至老增娛

千慮有得 斯語庶乎

元祿甲戌七月既望

貝原篤信六十五歲書

この自贊文の中にある益軒の益字はもと損字なりしを後に書改めたるなり益軒の號は何時より用ひしか分明ならざれども七十五歳の時までは損軒の號を用ひし證あれば益字に改めしは蓋し其の後なるべし



尾形首卷 戒之行 東 蹟 筆 生 先 軒 益

畏齋の君既九十の御よはひ
 をたもち給ふをことふき猶
 行末久しき御命をこひいのり
 ともによろこへるを祝奉りける
 百とせをふとも

いくたひ手を折て
 末はるかなる
 世をやかそへん

東軒書

東軒夫人の畫像は夫
 人の歿後に出來しも
 のなりといふ畫像の
 上に貼附せる自書は
 夫人の生父畏齋が九
 十歳の壽を祝せしも
 のなり

損軒遺訓
 一曰 吾人處世 一以忠信為本
 忠者 盡心也 信者 誠實也
 二者 不可缺一也 忠則事君
 盡心 信則與人 誠實也
 此二者 乃為立身之本
 若無此二者 則雖有
 才力 亦不足為用也
 故君子必先慎乎德
 德有本 有末 本者 仁也
 末者 義也 忠也 信也
 孝也 弟也 此皆本也
 義也 禮也 智也 此皆末也
 君子居則遷而居之
 動則遷而動之 居則遷而居之
 動則遷而動之 居則遷而居之
 動則遷而動之



篤信一世用財記

十九年 忠之云、古也、人持下
古江戸由徳、古直達、此切來、古任書
也、古下、少人、古付、古來、古二、古目
古下人、古並、古勅、古來、古先、古下、古切、古
古古料、古役、古古傍、古古役、古古切、古古寝
古古傳、古古古、古古勅、古古古、古古古

と心をもて誠忠孝と云うけ我勇と
新勅令ふ我事此と一生心け候
約と此と云うけ候
右と云う方所と云うと云うと云う
と云う受候と云うと云うと云うと云う
寶永六年四月三日 篤信
久吉と云う



益軒先生筆蹟 篤信一世財用記 卷尾



Faint text or markings at the bottom of the right page.

寛文元年

丙三十二日

春正月

在江戸

元日

拜 國君

二日

始讀

二月

廿九日

以君命聞春齋講易啓蒙

謁甫菴

三月

十日

國君首途

十三日

癸於江戸宿戸塚

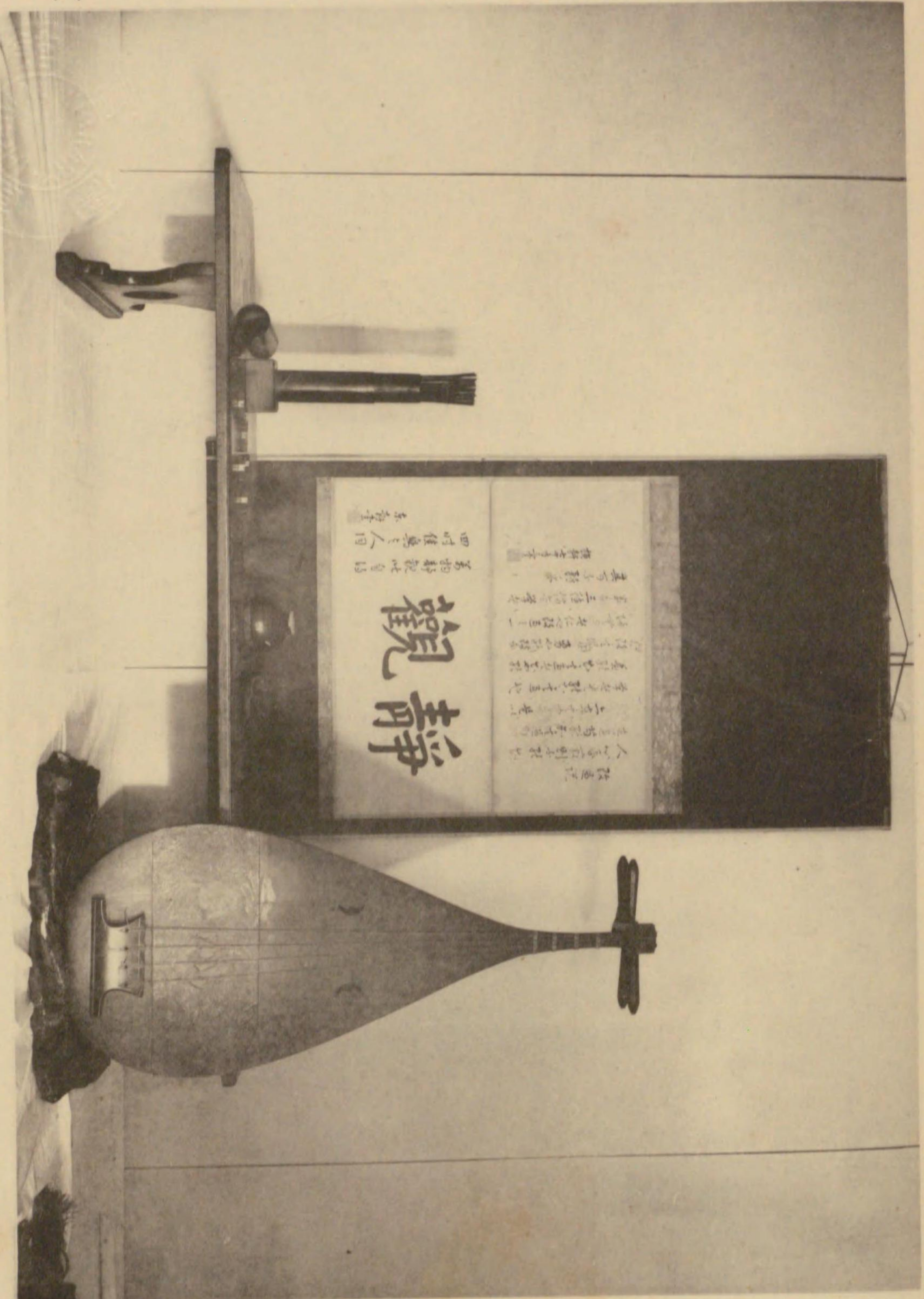


十日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十一日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十二日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十三日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十四日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十五日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十六日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十七日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十八日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 十九日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十一日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十二日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十三日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十四日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十五日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十六日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十七日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十八日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 二十九日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す
 三十日 始 遷 居 於 新 室
昔より古くは此の地に住居す

廿二日 賜 增 祿 條 里 乃 友 任 丹 波 乃 友 任 正 乃 友 任

八月

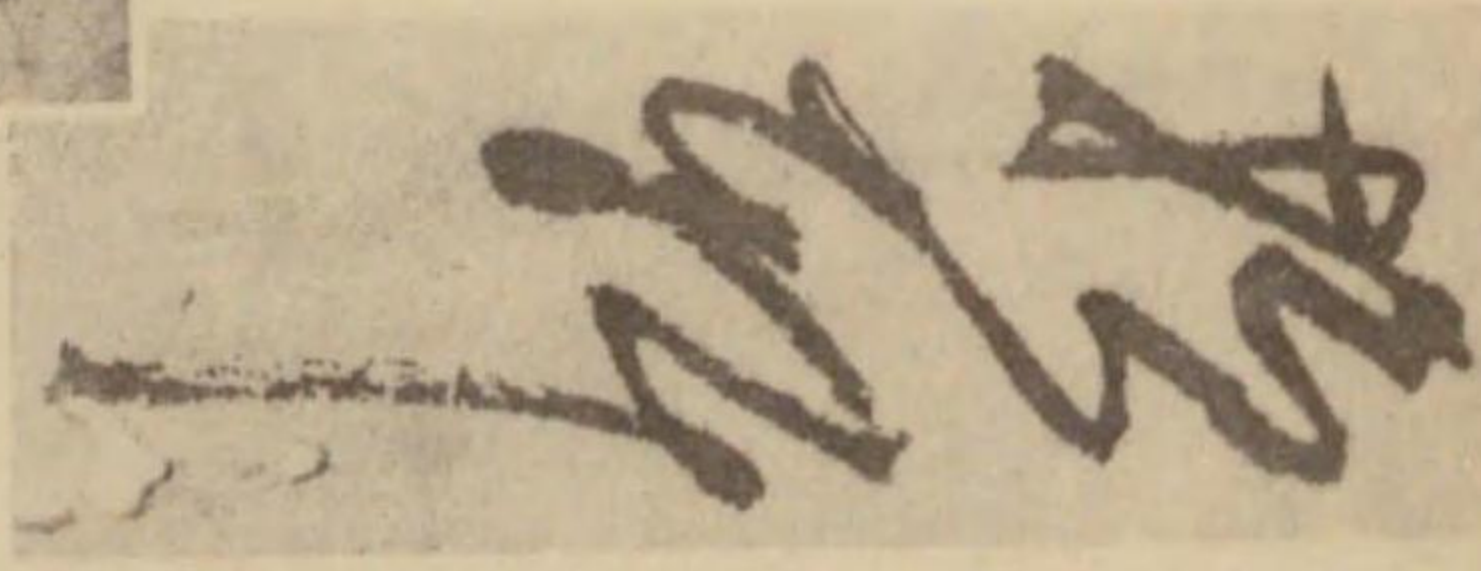
初七日 東 登 北 九 日 賜 名 於 之 任 侍



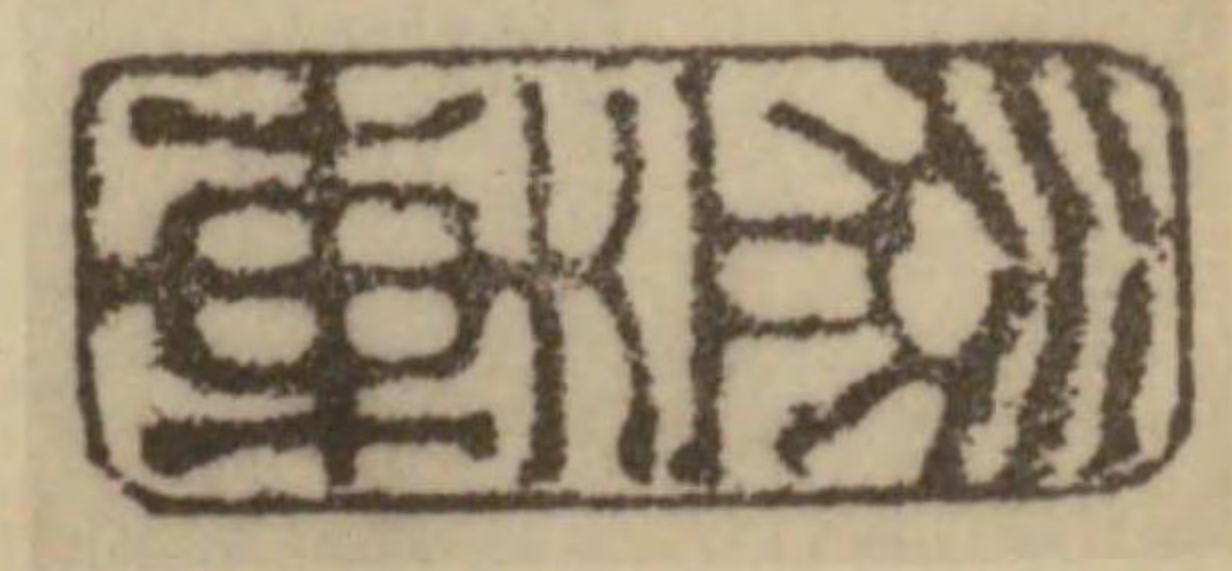
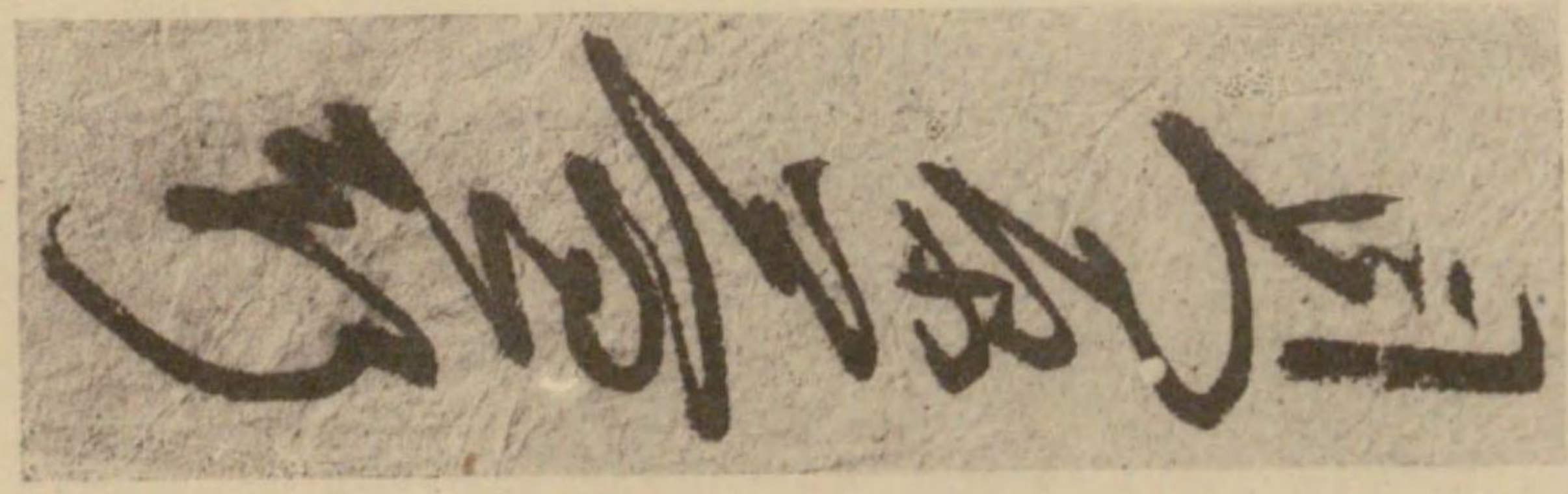
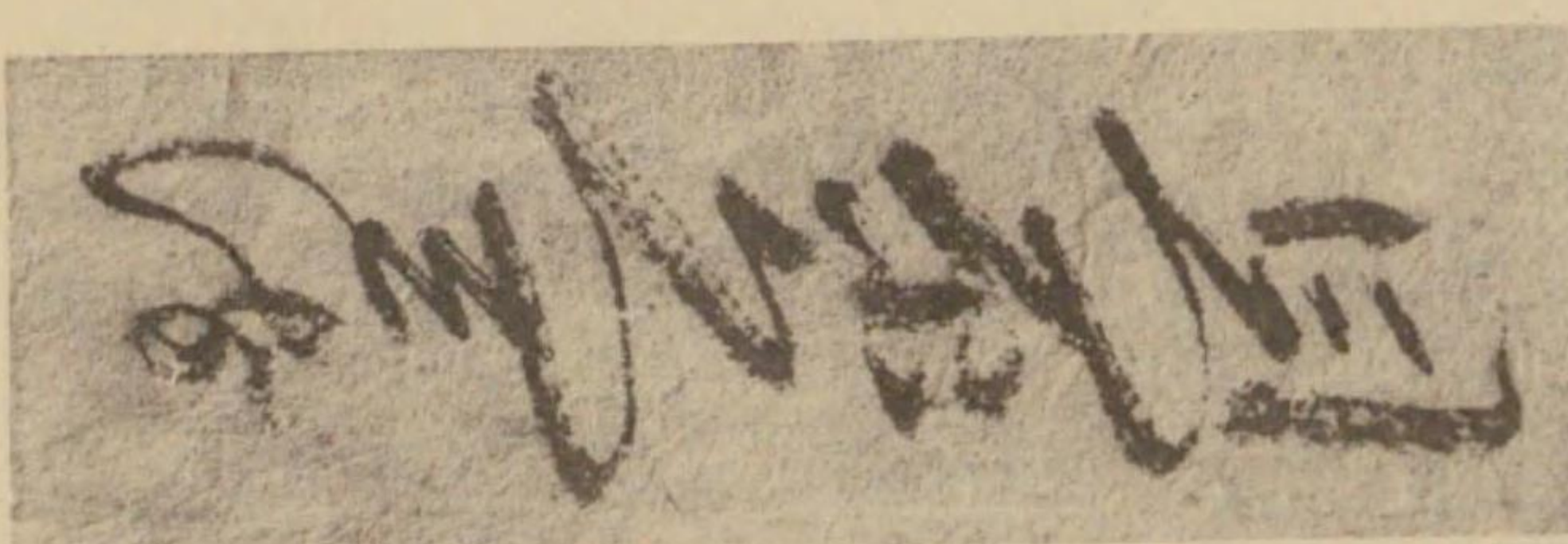
益軒先生遺品及夫妻筆蹟



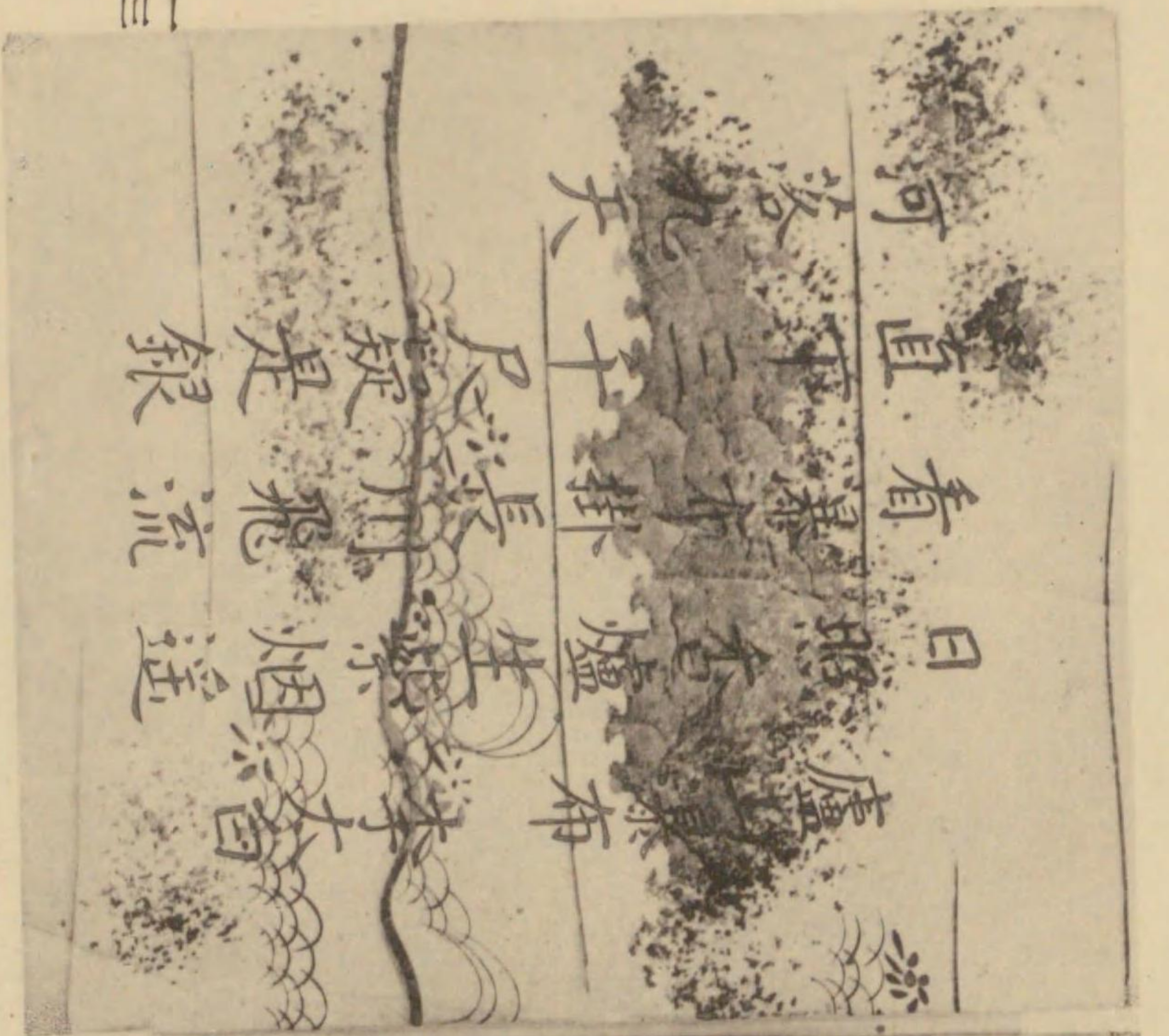
机琵琶箏竹算木茶壺等何れも先生の遺品にして琵琶は箱崎宮に納めしもの其の他は皆貝原家に傳ふ中央の掛軸上は益軒先生の書下は東軒夫人の書なり



117



益軒先生自署及雅印



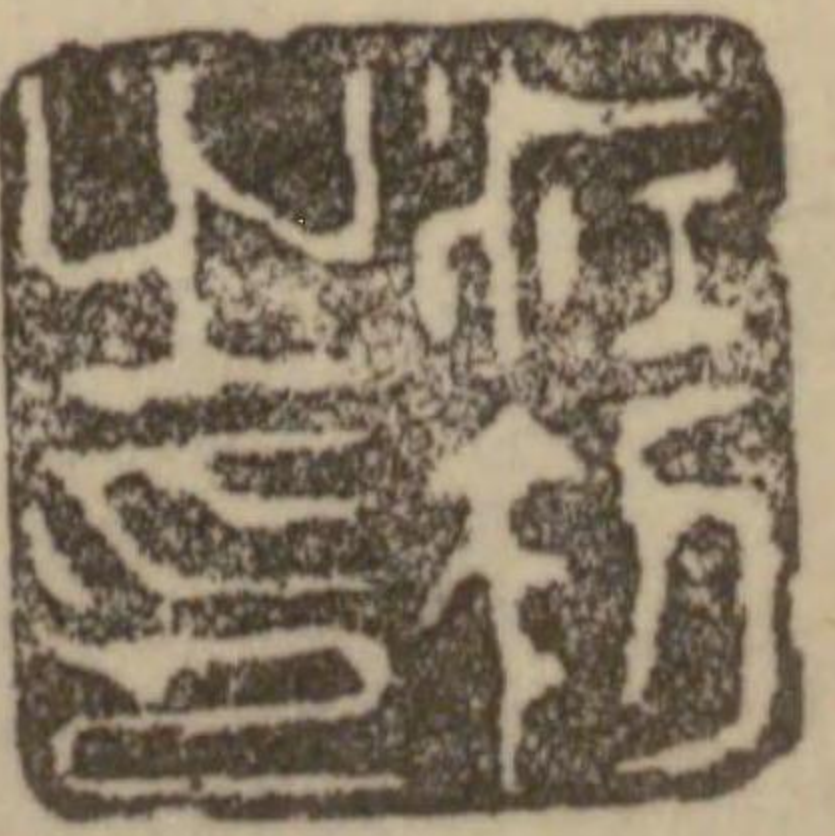
三

東軒夫人筆蹟色紙



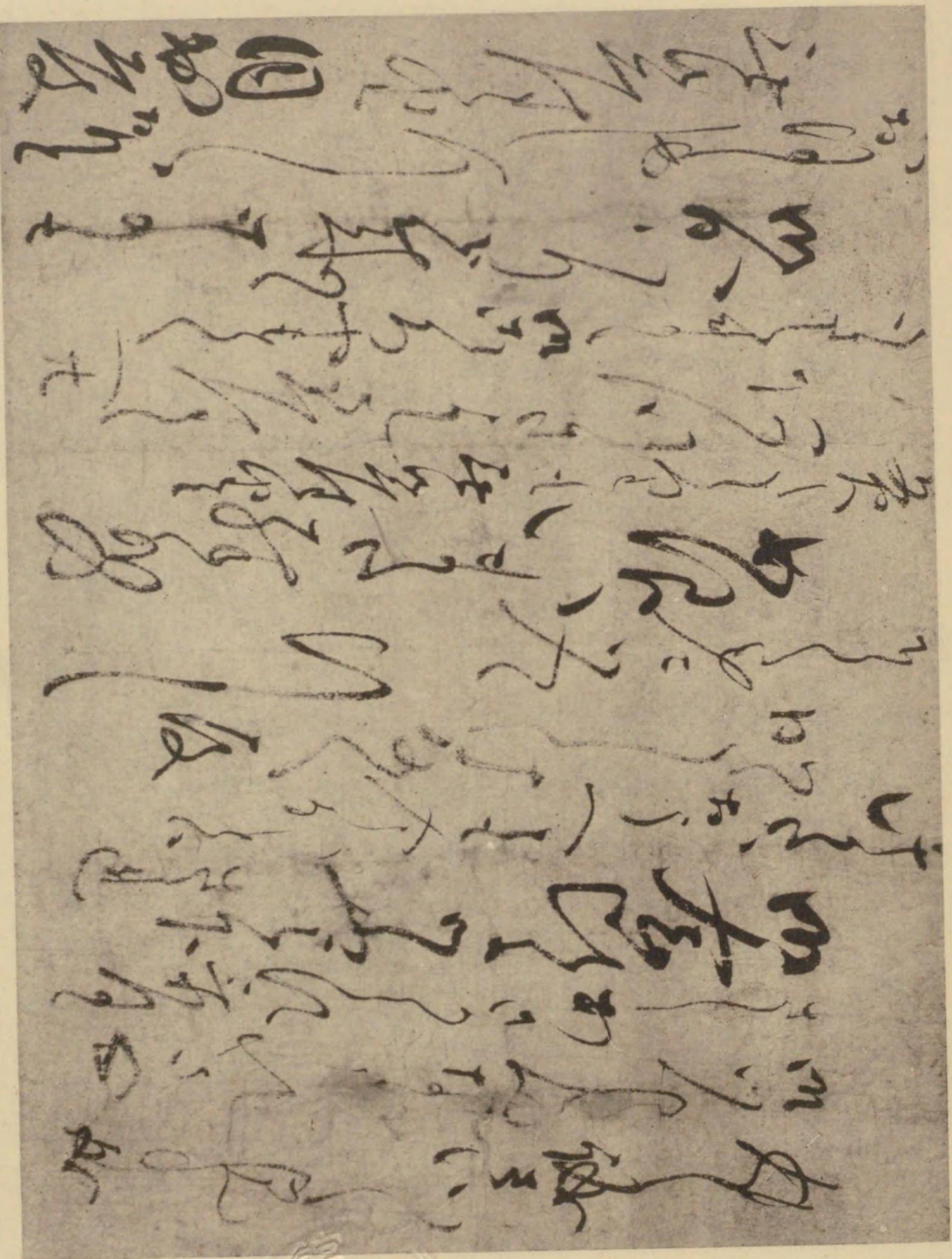


小謡
 酒とをめて盃をどわくをまきや梓弓。
 やこを心のひらなまづをそのあひら
 酒とをめて盃をどわくをまきや梓弓。
 やこを心のひらなまづをそのあひら
 酒とをめて盃をどわくをまきや梓弓。
 やこを心のひらなまづをそのあひら



本謡 蹟筆及印雅人夫軒東





一五

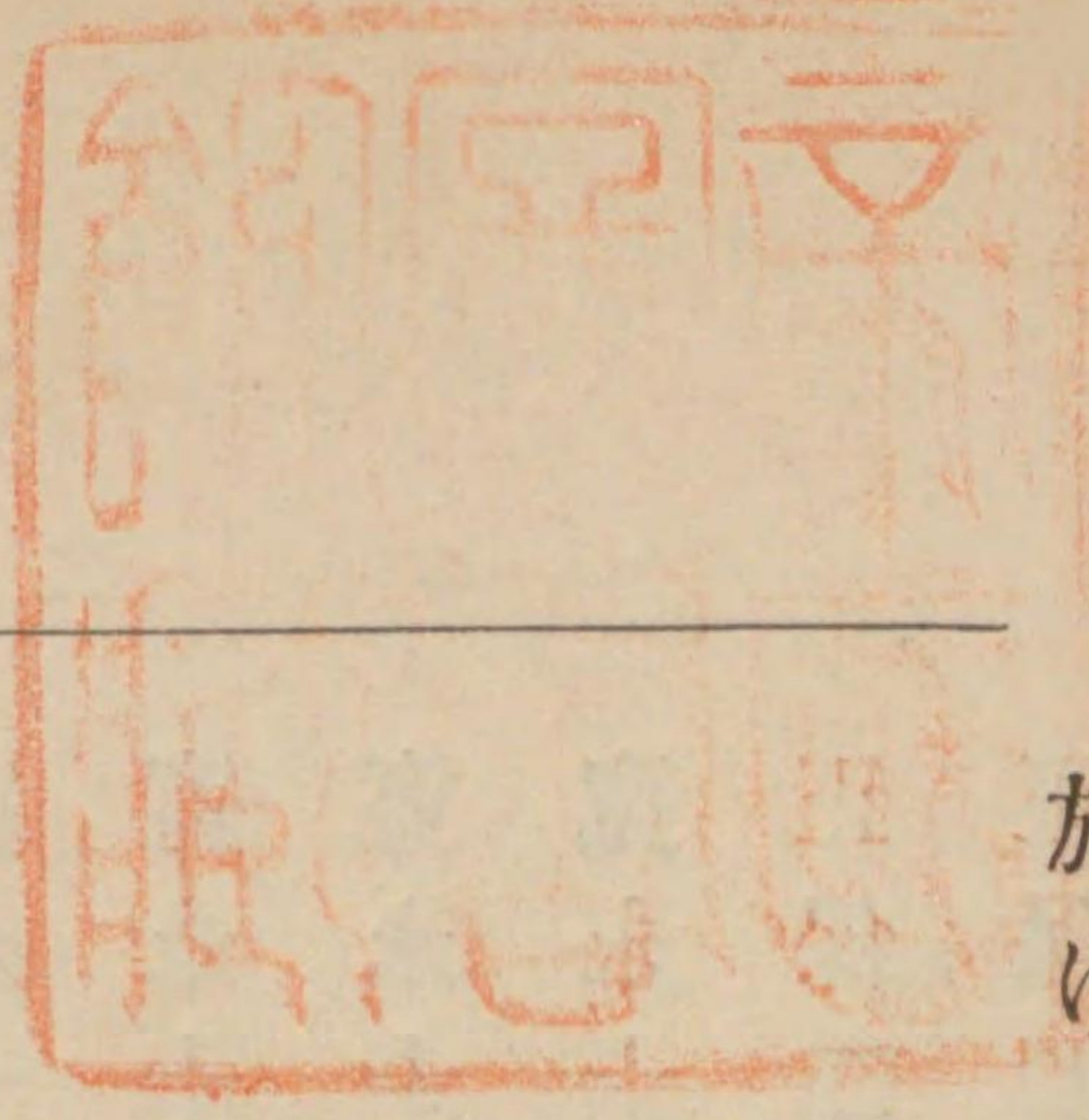
東軒夫人筆蹟書簡





益軒先生二百年祭演講會



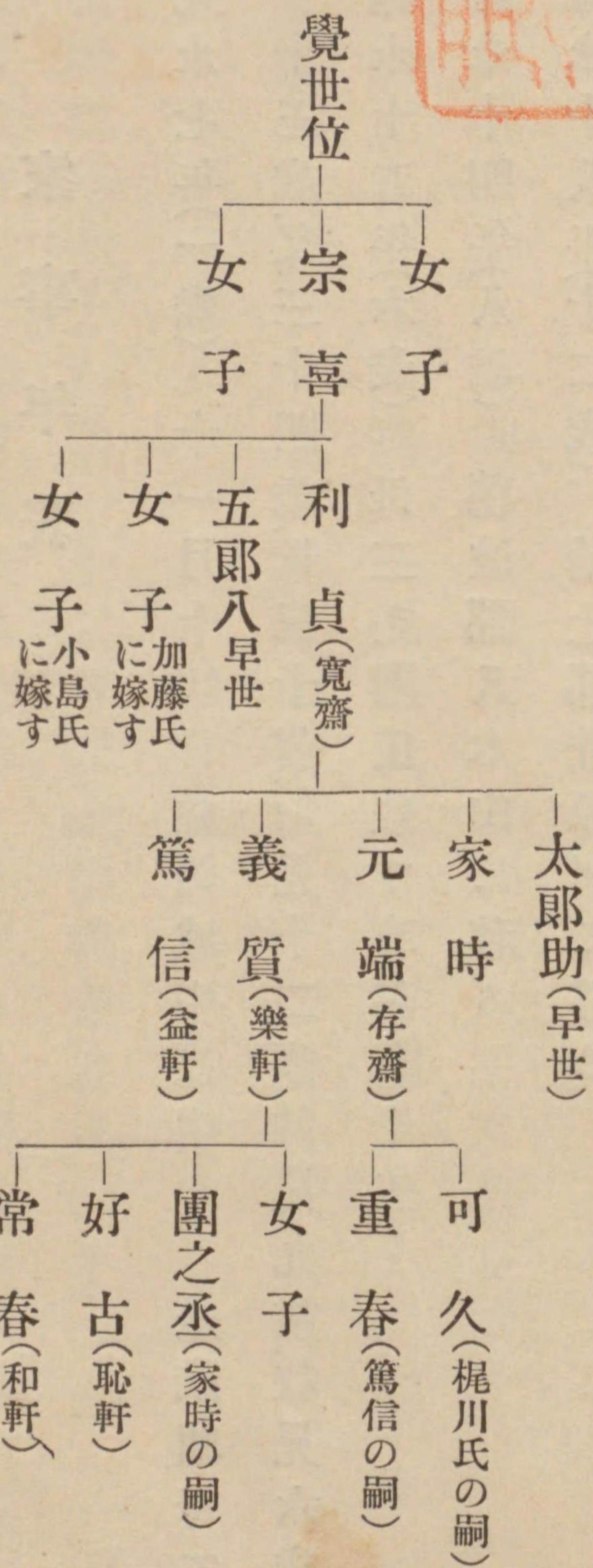


家庭に於ける

貝原益軒

貝原氏略系

文學士 伊東尾四郎著



貝原氏略系

大正二年十月四日福岡縣教育會主催貝原益軒先生二百年祭舉行同日午後博多光明座に於て記念講演會あり本書の著者亦「貝原益軒先生の事蹟に就きて」と題し講演をなせり



家事年表

寛永七年(一歳) 十一月十四日福岡城中に生る。是歳祖母五十三歳、父三十四歳、母三十歳、伯兄十二歳、仲兄九歳、叔兄六歳
 寛永十二年(六歳) 母三毛門氏歿す、享年三十五
 寛永十四年(八歳) 穂波郡八木山に移る
 寛永十八年(十二歳) 怡土郡井原村に移る
 寛永十九年(十三歳) 繼母上原氏歿す
 正保二年(十六歳) 福岡に移る
 正保四年(十八歳) 伯兄志摩郡に移り、仲兄豊後に移る
 慶安元年(十九歳) 祖母八木氏歿す、享年七十一 十月始て國

主黒田忠之に仕ふ

慶安二年(二十歳) 八月國主の怒に觸れ、謁を許されざること
 凡四月

慶安三年(二十一歳) 故ありて斥けらる。爾後浪居すること
 凡七年

慶安四年(二十二歳) 冬病あり、書を讀むこと能はず
 承應三年(二十五歳) 叔兄義質、父の家を襲ぐ

明暦元年(二十六歳) 四月江戸に赴く途次、川崎旅舎にて祝髪
 し、柔齋と號す

明暦二年(二十七歳) 十二月國主黒田光之に仕ふ
 明暦三年(二十八歳) 京都遊學を命ぜられ、四月十五日入京す

冬祿米十石を賜ふ

萬治二年(三十歳) 冬祿米十石を加賜せられ、二十石となる

寛文二年(三十三歳) 八月祿米十石を下賜せられ、三十石とな

る

寛文四年(三十五歳) 五月祿百五十石を賜ふ

寛文五年(三十六歳) 十二月三日父利貞歿す、享年六十九 時

に先生京都に在り、十八日訃至り、慟哭食を絶つこと兩日

寛文六年(三十七歳) 正月二十日歸郷、六月二十四日厚く父を

改葬す

寛文八年(三十九歳) 六月二十六日江崎氏を娶る、即ち東軒夫

人なり 七月二十七日髪を蓄へ、名を久兵衛と改む 八月

二十二日祿五十石を加賜せられ、二百石となる

寛文九年(四十歳) 十一月宅を荒津東濱に賜ふ、翌年二月移る

寛文十二年(四十三歳) 四月小叔母病あり、家に迎へて之を扶

養す 十一月地形婆歿す

天和元年(五十二歳) 正月知行所別府、酒殿の農民に銀を頒つ、

去年穀登らざるを以てなり

天和三年(五十四歳) 十一月伯兄家時遠賀郡吉田村に病む、先

生往いて看護す

元祿二年(六十歳) 八月十六日伯兄家時病んで歿す、享年七十

一 十一月二十一日叔兄義質致仕し、好古家を襲ぐ 十二

月十日小叔母歿す

元祿四年(六十二歲) 東軒夫人及姪可久を従へ二月十五日發途東遊し、閏八月歸る

元祿五年(六十三歲) 十二月十一日大叔母歿す

元祿八年(六十六歲) 仲兄元端遠賀郡に病めるを家に迎ふ

十二月十日元端歿す、享年七十四

元祿九年(六十七歲) 五月十一日祿百石を加賜せられ、三百石

となる

元祿十一年(六十九歲) 是歲二月東軒夫人及僕四人、婢三人を

従へ東遊し、翌年六月歸る、先生京都に入ること前後二十四

度、是歳の行は其の最終なり 十月姪重春を養うて嗣とす

元祿十三年(七十一歲) 五月二十三日姪好古歿す、享年三十七

七月十日致仕を允さる

元祿十四年(七十二歲) 三月嗣子重春東行す、戒を作りて之に與ふ

元祿十五年(七十三歲) 三月十一日叔兄義質三宅村に歿す、享

年七十八 十一月損軒遺訓を書して嗣子を戒む

寶永六年(八十歲) 篤信一世用財記を書して嗣子に與ふ

正徳三年(八十四歲) 十二月二十六日東軒夫人歿す、享年六十

二

正徳四年(八十五歲) 八月二十七日歿す

一部の自叙傳

家君より金銀并器財御讓うけ不_レ申、諸道具皆自分に買立候、但脇差一被_レ下候、其脇差は盗人取候……御あごに殘候茶釜一取、于_レ今有_レ之候

益軒先生は四人兄弟の末弟にして、父の祿百五十石は兄義質襲へり、先生が親の讓物を受けしは、ただ脇差一本と茶釜一つと有りしのみ、而も其の脇差は白波に浚はれたり、先生は十九歳にて國君に仕へたれど、二十一歳よりは浪人となれり、二十七歳再び出仕し、二十八歳京都に遊學を命ぜらる、遊學中十石となり、二十石となり、三十石となる、其の間自ら奉

ずること薄く、或は書籍を買ひ、或は故郷の父に費用を送れり、三十五歳一躍して百五十石となり、三十九歳二百石となり、六十七歳三百石となる、先生は平生儉約にて、酒食衣服におごりを費さず、或は兄に合力し、或は叔母を扶け、或は乳母を養へり、これ等の事、總て『篤信一世用財記』に記せり、用財記は寶永六年先生八十歳の時の自書にして、壯年時代よりの經歷を略述し、家事經濟の實情を録せり、これ實に一部の自叙傳にして、家庭に於ける益軒先生の好資料たらずんばあらず

心血を灑ぎたる遺言狀

人の命は至て危くして、朝不知夕、况吾年既古稀に超過せり、

心血を灑ぎたる遺言狀

心血を瀉ぎたる遺言状

一〇

豈身後の計を爲さざらんや、故に豫遺命をなす而已

これ『損軒遺訓』の首に記す所なり、先生の用意周到なる、生前養嗣子重春の爲に遺訓を記せり、元祿十五年七十三歳の時の自書にして、嗣子氣質の偏僻を察し、悪友と交るべからざること、飲酒を慎むべきこと、身を飾らず、儉約を行ふべきことなど、諄諄として訓戒し、辭句悉く肺腑より出でたり、用財記と共に貴重の参考資料にして、二百歳の下、家庭に於ける益軒先生の面目髣髴たるを覺ゆ

この他訓戒書類に『東行の戒』『勸戒の條目』等あり、共に嗣子を戒めたる文なり

又『元祿八年貝原家訓』あり、此の書題目も無く、署名も年月も無

けれど、其の文を反復熟讀すれば、これ亦先生の家庭訓の一種にして、元祿八年六十六歳の時に記ししものたること明なり、蓋この書は損軒遺訓、用財記などよりも前に記ししものにして、二書の文と異同あり、大に参考とするに足る、故に姑く『元祿八年貝原家訓』と名づけて、卷末に對照引用することとせり

筆まめなる私記録

延寶七年庭橘三百十五、柚三百二十五

先生の筆まめなる、自家の庭園に實りたる柑橘の數を記し、延寶七年に筆を起し、天和貞享元祿を経て、延寶二年に終れり

先生の筆まめなりしことは、其の著述の多きにてても知らるれど、自記録類を檢すれば、益其の然るを見るべし

筆まめなる私記録

一一

『藏書目録』は藏書名を記し、『玩古目録』は自己の讀みし書名を記せるのみならず、書名の下に、再見とか、屢見とか、熟覽とかの文字を記せり

『備忘誌』は知人の宿所氏名、邦君より拜領せし品目、京都縉紳より賜はりし品目、其の他の事を記せり

『用藥日記』は病間の藥品目を記し、『行裝記』は旅行の時の服裝、携帶品などを記し、『修造記』は寛文十年荒戸海邊に移りて以來、家屋の修造に關することを記せり

『雜記』と題するものの一冊は、自家雜記、平日家事、修造、雜費記、僕夫、銀穀の部に別ち、僕夫の部の如きは、下男下女の名、及其の抱の年月など順次に記せり、又此の書に往々夫妻の體重など記

せるを見る

一篤信身重十三貫百五十目 元祿四年二月十七日 内相

方重九貫七百八十目去重衣

元祿四年先生は六十二歳、夫人は四十歳なり、而して寶永三年七月十七日の體重を記しては、元祿四年の時の體重と比して、七百十匁軽く、夫人は七百八十匁輕しなど附記せり、寶永三年先生は七十七歳、夫人は五十五歳なり

他の一冊は舊識、從學、親戚壽數、祖考卒年、鬼録の諸部に別てり、舊識は知人の宿所氏名録にして、更に筑前、京都、大阪、江戸、大和、肥前の諸國に細別せり

從學は黒田一貫、立花勘左衛門等四十二人、他邦從學は黒川慈庵、賀島兵助、向井元端、伊藤素庵、五井加助等十五人の氏名を記し、親戚壽數は元祿十四年より算へて、親戚の年齢を記し、祖考

卒年、鬼録は祖考其の他の歿年を記せり

『年中家事』は正月より十二月に至るまでの家事に關する事を記し、野菜植村期節、下婢使方など示せり、其の收果の條には前述の如く、自家の庭園に實りたる柑橘の個數を記せり
『日記』は自筆本數冊存せり、又日記を更に抄録せる『損軒日記略』あり、これも自筆本存せり
日記の文は先生の筆まめなるに似ず、極めて簡略なり
凡これ等の私記録、孰れか家庭に於ける益軒先生の好資料たらざらんや

父と母

先生の父利貞寛齋と號す、藩主黒田忠之に仕へ、祿百五十石を受く、『貞原世譜』に云はく

寛齋利貞 利貞は八木氏、宗喜公の長子也、少名千壽、又孫太夫と云、後に四郎太夫と名く、……忠之公に仕ふ、……采地第宅相續して不改、後君命に依て、しばしば采地居所を改む、……五男あり、……女子なし、采地を善太夫に讓て後、忠之公の命によつて剃髮し、寛齋と號し、江戸におゐて仕官し給ふ事二年、月俸を賜、明曆二年の冬、仕を辭して家に歸、荒戸の第宅に隱居する事十年、寛文五年十二月中風を病て、明三日家に卒す……歳六十九

而して其の人を爲りを記しては

生質謙遜にして、人を侮らず、家人及卑賤の者といへども、亦敬し給へり、毎日子婦の定省に對し給ふに、端座して猶賓主の禮のごとし、其兩妹諸姪の來見るに及ては、彌恭和にして禮厚し、

戲言妄談し給はず、廉にして不_レ貪、妄に人に不_レ與、機變詐僞の心なく、信を守り、言を履みて、平生不_レ食言、操行確實にして、古人に不_レ恥事良多し、是生質の美なる故なり、質樸にして不_レ飾、家貧といへども、安樂にして不_レ憂、倉卒に當りても、神色を不_レ動、其心純一にして、顧慮少く、亂管少なし、性儉素なりといへども、食客の座に滿る事を好て、酒食饗應の費を不_レ惜、文學に長せずといへども、儒學を貴て、異端邪術を不_レ好、佛氏の教を不_レ信、故に諸子讀書學問し、儒術をたつとぶは、皆公の力なり、幼より局戯を知給はざるは、宗喜公の教戒を守り給て也、其淫樂を惡み給ふは、其素性なり、書を好し給ひ、字を書する事甚敬めり、故に急遽の時に臨んでも、書する所の筆畫嚴正分明なる事、平時のごとし、醫藥をこのむで、生活する所の者多し

ごせり、この「謙遜」ごか、「恭和」ごか、「機變詐僞」の心なく、「ごか」操行確

實「ごか」質樸にして不_レ飾「ごか」淫樂を惡み「ごか」いふ性質は、先生の性質ご相似たるものあるが如し、又「諸子讀書學問し、儒術をたつごぶは皆公の力なり」ごあるも、注意すべし

利貞の室三毛門氏、本姓は緒方氏、おろくごいふ、慶長六年筑前穗波郡潤野村に生れ、十四歳の時嫁して五男を舉ぐ、先生は即ち其の季子なり、されご長男の五郎助は僅に五歳にして夭死せしかば、先生の兄は一人缺げて三人ごなれり、先生の日記に伯兄、仲兄、叔兄ごせるもの即ち是なり

三毛門氏は寛永十二年四月三十五歳を一期ごして歿せり、是歳先生は六歳、先生の兄たちは十一歳、十四歳、十七歳にして、父寛齋は三十九歳なりき

三人の兄

一八

三毛門氏の事は右述べたる如きことの外は知ることを得ず、
従つて其の性行の如きは全く詳にし難し
先生には繼母ありき、即ち上原氏にして、これも寛永十九年八
月即ち先生の十三歳の時に歿せり
先生幼にして母を失ひ、夙に人生の不幸に遭ひしが、父は先生
が三十六歳の時まで生存せり

三人の兄

先生兄三人あり、伯兄家時、仲兄元端共に早く致仕し、叔兄義質
家を承く

伯兄家時の經歷は諸弟のそれと異り、文事に關係の事蹟無し

家時 寛齋の長子也、少名山三郎、後與左衛門と稱す、十六歳に
して國君忠之公につかへ、兒扈從となり、寛永十一年大猷院君

御上洛あり、忠之公も京都報恩寺に寓居し給ひし時、家時從行
し、奉仕せらる、壯年に及て浪人となり、志摩郡小金丸村に住す
る事數年、後遠賀郡黒崎にうつる、貨殖して富人となる、七十歳、
或俗吏家時の財を多くかりて、其債を缺て償はず、却て家時を
讒し、不意の變災にかかれり、翌元祿二年八月十六日卒す、年七
十一歳、子なし、其弟義質の長子を養つて、子とす(具原世譜)
別本系圖によれば家時は若松にて酒賈となりし如く記し
あり、年譜畧には家時の事を記して「爲人豪邁不羈、善劍擊、嘗
赴島原役」とせり

仲兄元端學才あり、初の醫ごして仕へしが、後致仕して諸方に
流浪し、人に教授せり、先生幼時の學問は、専ら元端の指導に依
れるなり

元端 少名十太夫、少年より多病なり、祝髮して回道と名づく、

儒術を好む、聰明絶倫なり、草書を能す、十八歳にして京都に遊學す、留止する事五年、寛永二十年家に歸り、醫となる、二十六歳正保四年春、豊後日田に行て住する事三年、慶安二年江戸に行く、翌三年國君忠之公の世子光之公、元端の江戸に來り、文學あるを聞、招て侍醫とし給ふ、世子に従つて筑前に歸り、又江戸にゆく事二度、明暦二年仕を辭して、逸民となる、存齋と號す、其後鳥飼村にて田宅を賜はり住す、學徒に教授す、又京師に入、大阪に住し、歸りて遠賀郡山鹿に居、秋月に寓し、諸子を教授す、後に鞍手郡直方に住する事久し、此間門人多し、學徒に句讀をさづけ、諸經を講説する事おこたらず、人にをしゆる事、晩年までうまず、又博多にも寓居す、直方にかへり、後に遠賀郡吉田に移る、元祿八年久しく病にかかる、十二月十日申時福岡新町の寓舎に卒す、享年七十四歳、金龍寺に葬る、平生勢利をしたはずして、隱逸をこのむ、直言を好みて、權家にへつらはず、次子をやしな

ふに、姑息をなさず、義を見て必行ふ、其所作の詩文和歌多し、草稿のこらず只人に與へ送りしを、其子可久あつめて一冊とす、其外はしるしがたし、男子二人あり、長子作左衛門可久、梶川氏の養子となり、次子源次重春、叔父篤信養子となる(貝原世譜)別本世譜の文は、稍異同あり、即ち左の如し

先生甚文學を好み、經史百家の書に涉たり、郷國文學のひらけたる事實に先生を始とす、益軒先生の幼年、なほ存齋先生の教授によれり、門客遠方より來り學ぶ者多し、家塾常にむなしからず、門人の内、世に鳴る者多し、先生性質嚴正にして、學徒子弟を教授すること倦まず

存齋遺集は元端の詩歌文章を集めしもの、これに益軒先生の序文あり、其の文亦元端の事蹟を傳ふ

先兄存齋先生既歿後、有遺文及詩歌數十篇、其男可久采而輯之、

編録爲一冊、號之謂存齋遺集焉、先生諱元端、字子善、父寬齋公、母緒方氏、以元和八年壬戌之歲、生先生於筑前州福岡城中、先生稟性穎悟、有卓犖之才、自幼嗜學不倦、十八歲遊學于京師、數年、既而歸郷、及其壯歲、遊于武州、國君世子光之公聞其有才學、召之令侍其側、從仕之數年矣、以多病罷仕、退居窮僻、以耕稼爲業、以此終其身、元祿八年十二月十日病卒、乎福岡城下荒津邑、享年七十有四、嗚呼先生之爲人也、聰明超絕于人、好義忘貧、廉潔忠直、不慕榮利、不求名譽、聞義即遷、行己有勇、其當見義也、不敢恐衆議、不阿于權貴、其學純正、不信妄誕、至晚年、其見識益高明、平生以安貧樂道爲務、不下以窮賤爲憂、苦嗜書好客而自娛、視世俗之汲汲勢利、以爲不知命而深耻之、常以下講經書授句讀爲事業、日日教授學徒而不倦、其於子姪也、不溺私愛、不流姑息、教以義方、見其不善、則諄諄而教戒、凡其安貧賤、務教授而不忘、是皆常人之所不堪、勞苦而先生處之晏如、可謂過人之遠也、易曰、不事王侯、高尚其事、蓋清介行守、獨

潔其身者、茲若人之儔乎、孔子曰、不知命無以爲君子也、如先生者可謂庶乎知命也、其平生之志、略著詩歌、今也可久編集遺詞、可謂濟父之美也、予善其志、不忍蓋先生之美、因述其素履之梗槩、以爲之序、

元祿十年閏二月望日

元端が高潔の君子人たりしこと察すべし

叔兄義質亦學を好む、浦奉行となり、治績あり

義質 初名牛之助、後に次兵衛と號し、又善太夫と改む、父の祿をうけ、其家をつぐ、光之公に仕へて、初は史官となり、後に國中海邊の惣吏となる、元祿二年六十四歳、仕をかへして隱居す、次子好古其祿をうけ、家をつぐ、祝髪せず、名を日休と云、元祿十二年那珂郡三宅村に卜居す、樂軒と號す、十四年病にかかれり、十五年三月十八日三宅村に卒す、壽七十八歳、三宅村の西山東側

に葬る、讀書を好む、康濟の志あり、平生人を愛し、人のために謀るに忠あり、海吏たる時、心を用ひて其職をつとめ、所部の民其惠になつけり、四子あり、長は女子、岡村氏に嫁す、次は團之丞、伯父家時の養子となる、心疾ありて閉居す、其次は一之進、名は好古、文學あり、書をあらはす事數度、刊布す、元祿十三年五月二十三日、三十七歳にて棄世す、其次安平常春、文字を好む(貝原世譜)

義質は農業全書附録^{冊一}の著者なり、宮崎安貞の著農業全書^{冊十}の文を添削し、且其の附録を編せり

予が故人樂軒翁は、聖學を好んで、其志篤し、耳したがへる年の後致仕し、閑寂をたのしみ、心を道義に潜る事久し、又強年の比より、世を利し民を惠むに志有て、略民間の事を知り、且植木のわざにも熟せり、此ゆゑに彼翁、予が草創の功をたすけて、此書を添削し、全備せん事を乞ひ、強て其峻拒を破りしかば、翁も辭

する事あたはず、遂に修潤して、書なれり(農業全書凡例)

青年期の失意

堯風舜日太平春

青帝施周品物新

唯有胸中寒谷氣

陽和時節不關身

先生十九歳にして、始て藩主黒田忠之に仕ふ、翌年故ありて斥けられ、謁を許されざるこゝ四ヶ月、其の後再出仕せしが、二十一歳の時再斥けられ、二十二歳二十三歳の時には病あり、かくて失意の歲月を送ること凡六七年

二十六歳の時意を決して江戸に往く、父彼地に在るを以てなり、將に江戸に入らんこゝし、川崎驛の旅舎にて髪を削り、名を柔

齋と改む、年譜に「蓋欲爲醫也」とせり
 二十七歳の元旦始て詩を作る、一陽ここに來復して、世は春め
 きたりといへど、憂ある身には何かあらん、唯有胸中寒谷氣、陽
 和時節不關身、失望落膽、悲觀の情察すべし
 然れども天は此の好學の青年を捨てず、失意の詩を作りし二
 十七歳の冬十二月、藩主黒田光之に召出され、翌年正月京都遊
 學を命ぜられ、四月入京す、先生刻苦精勵、或は通霄寢ねず、遊學
 中祿米十石を給せられ、幾もなくして二十石となり、三十石と
 なり、三十五歳の時には一躍して百五十石となる、失意の境遇
 はここに一變して、漸く順境となれり

父に對する孝情

家君へは、草履取一人之費銀を進し、一月に三度づつ、存齋を
 頼、烏飼之宅にて饗饌を進候、其費銀を京より進申候、又京都
 にての家君御用は、自分より相調進申候

これ用財記に記す所、先生は父の讓物を受けず、やくかいに不
 成様に心懸しかば、父に對しては孝情厚く、其の京都遊學中に
 も下僕一人の費用と、月三回の饗饌費を送れり、損軒文稿に
 載せたる叔兄に送る書に

子夏問孝、子曰色難、盖事親之道、以和氣婉容悅其心爲先、與事君
 之一、子恭敬自不同、家君平生以下人之有恩意與否、有喜溫之色、若
 一不適其意、忽憂苑有不平之色、賢兄之所知、我故不隱諱也……

賢兄幸親侍養于膝下……今吾在京師爲異客

ごありて親に接するに和氣婉容を以てすべきを述べしこと
なご併せ考ふる時は、先生遊學中、父を懷ふ情切なるものあり
しこと、想見るべし

寛文五年十二月十八日父の訃音京都に至る、先生慟哭食を廢
するこご兩日、是歳の日記の末に記して云はく

今年除日逢此凶變、世間萬事須由變滅、不可豫測、只有筆跡可傳
之……吾逢除日、已三十六歲、未有如此年之凶……除夕夜半、獨座涉
筆于燈下

翌寛文六年正月八日京都を發し、二十日郷に歸り、即日墓に展
し、六月二十四日叔兄義質と共に、厚く改葬せり

東軒夫人

寛文八年先生三十九歳の時、夫人を娶る、夫人名は初、東軒と號
す、秋月藩士江崎廣通の女なり、十七歳にして先生に嫁し、六十
二歳にして歿す、夫人婦徳を備へ、才學あり、詞章を能くし、書に
巧なり、夫人の事は姪常春の撰める墓誌銘に要を盡せり

益軒先生夫人江崎氏墓誌銘

夫人姓江崎、名初、字得生、號東軒、筑前州儒臣貝原益軒先生之
配也、承應元年生于本州夜須郡秋月邑、父名廣通、世仕于秋月
黒田君、母谷氏、同邑士人之女也、夫人之性、端直貞靜、言寡貌恭、
四德早成、高明而不傷其柔、嚴格而不害其和、在家以孝友、聰敏

爲父母所鍾愛、既入先生門、執婦道尤謹、治內克儉、撫下克惠、姻族雍睦、婢使悅服、先生家道之盛、夫人有助焉、信道讀書、不迷異端、通習經義、涉獵史傳、古人歌詠、多記能解、其所作之和歌、質而不野、葩而不靡、可嘉焉、可誦焉、奏箏胡琴、好之善彈、糸聲和調、聞者不厭、最工隸書、清迥古雅、如不出于婦人之手者、其所寫高達天朝、見稱摺紳、遐邇貴賤、乞其書者甚多、其得匱而藏、嗟乎夫人之淑德美事、不可殫數、此其大者、其細者可略也、正德三年十二月二十六日以疾卒、春秋六十有二、葬于福岡金龍寺龍潛庵、夫人無子、先生以兄子重春爲嗣、夫人愛如所出、於是重春託墓銘於從兄常春、乃作銘曰

淑質美行 君子好迷 克勤克儉 惟慎惟修 史傳博涉

經訓率由 蔡琴音亮 衛書筆適 女中之秀 誰與爲儔

鏡詞于石 令聞何休

福岡名家誌略亦夫人の事を記せり

東軒は江崎氏にして、名は初、字は得生、東軒は其號なり、承應元年筑前夜須郡秋月府下に生る、父名は廣通、秋月黒田君の士臣にして、母は月府の士人谷氏の女也、夫人性端直清靜にして、言寡く、貌恭し、高朗なれども其柔を傷らず、嚴格なれども其和を害せず、家に在て、孝友聰敏なりしかば、父母の爲に鐘愛せらる、年長ずるに及んで、福岡の學士貝原益軒先生の配となり、其家に入り、婦道を執こと最謹み、内を治に、よく儉なり、門前の馬矢といへども、夫人自ら扱めて、菜圃を肥すに

至れり、宗族に雍睦に、婢使悦服せり、先生家道の盛なるは、夫人の助多し、聖道を信じ、異端に迷はず、經義に通習し、史傳に涉臘し、其和歌も、質にして野ならず、葩にして靡ならず、また其作れる和漢の章、また誦すべし、箏琵琶を善し、其隸書に至ては、清適古雅にして、婦人の手に出ざるが如し、其書を乞者多く、終に高く天朝にも達し、搢紳遠近貴重せざるものなし、先生の著書多きこと百餘部にして、其草稿は夫人の謄寫するところ最多し、また先生に従ひ、勝地を遊歴し、其遊記を助成せり、夫人の淑德美事、殫く數へやらず、此其大なるもの也、正徳三年十二月廿六日病を以て、先生に先ち歿す、歳六十二、福岡金龍寺中龍潛庵に葬る

夫人が能筆家なりしことは、夙に傳稱せられ、伊藤東涯の如きも、夫人を評して

躬孟光之賢、而兼衛氏之筆

といへり、先生の門人鶴原韜、夫人の事を記して云はく

夙學古帖、尤工楷法、字體縝密、筆勢清麗、靄靄風神、可以愛耳、翁每爲人作爲詩賦文章、皆使之代書之、是以傳達四方、廣聞日加矣、京城浪華良賈富豪之客、往々投絹素、以索其書、終歲不斷矣、昔年從翁遊於神州二次、因伏原二位、風速納言二卿之請、寫數本、適然有煩、太上皇帝乙夜御覽

貝原家に應需錄と題する一小冊子あり、これ夫人が需に應じて書き與へし辭句と之を需めし人の名とを記せるものなり

先哲叢談に「常從益軒遊歷勝地」とあれど、常字は當らず、郷國の外に遊歴せしは前後兩度に過ぎず
先生が夫人を娶りし寛文八年、更に五十石を加賜せられて二百石となり、翌年には宅を荒津東濱に賜はれり

琵琶と箏

先生は琵琶を弾じ、夫人は箏を鳴らししこと年譜元祿三年の條に見ゆ、好學の夫妻、共に音樂の嗜あり、家庭更に一段の和氣を添ふるものあるを覺ゆ

歷年記元祿二年八月廿八日の條に「晚往米川立蕃初學箏」とあり、されば先生は六十歳の時初めて箏を學べるなり
竹田氏に與へたる消息文中、往々夫妻の音樂に關するここを

記せるものあり

律管野婦病氣、音樂廢絶仕候故、彌致忘却候、爲養生自春初少々
玩弄仕候間、御返被下候様に申候
箏之事鄙生は悉廢忘仕候、野婦は時々取出申候、覺申たる分は御相談可仕候
兼て於弊廬音樂興行之事、彌三丞御催候

先生の宅にて時々音樂會を催せしこと、亦消息文中に見ゆ
箱崎宮に先生の琵琶を藏す、口繪に載せたる琵琶即ち是なり、
其の箱銘に云はく

琵琶一面、先考益軒先生所儲、後有欲獻于箱崎神祠之志、而罹疾
不果、今繼其志、納諸神庫、嗚呼蘋蘩之菜、尙薦於神、此物雖微鄙、悃
不爲薄矣、神或歆之耶 正徳五年六月穀旦 貝原重春書

兄に對する友情

先生六十歳の時、伯兄家時歿し、六十六歳の時、仲兄元端歿し、七十三歳の時、叔兄義質歿す

先生は三人の兄に對して、何れも友情甚厚かりき、益軒先生年譜天和三年の條に云はく

十一月伯父病熱嗽、病革幾死、此月二十日先生與予家嚴同往于遠賀郡吉田邑、相並晝夜不解衣帶、奉承顔色不少怠、伯父病益劇、通書於國郡、乞衆醫、進方藥、無寸効、豐州長州醫生亦來診、技究術盡而辭去、氣息奄々、俟屬續、於是乎先生無地措手足、自檢諸方、偶爾點察、龔民治嗽之例、與其方、誚之、投一盞、少快、遂投數貼、而其病全癒、先生雖不事醫藥、自弱齡多病、故學習餘暇、深志於醫術、故救急如此、留止于吉田村二十餘日、其間寒冽甚嚴、臘月初最甚、河水

咸爲氷、如遠賀郡大川、海水相雜者亦凝結、且村居窳僻、百事闕乏、人不堪其苦、雖然先生淹留、自嘗湯藥不少惰、臘月十二日因伯父病癒、先生歸于家

この文に伯父とあるは、家時を指し、予家嚴とあるは義質を指せり、年譜は元祿九年の條までは、義質の子好古の筆に成れり

時に先生五十四歳、嚴冬の候馳せて伯兄の病に侍し、看護至らざる無かりし状察すべし、元祿八年仲兄元端遠賀郡吉田村に病む、先生元端父子三人を家に迎ふ、元端終に先生の家に歿す、元祿十五年三月叔兄義質三宅村に歿す、時に先生七十三歳、屢叔兄の家に到り、其の病を問へり

伯兄は家豊にして叔兄は父の祿を襲へり、獨仲兄は諸方に流寓し、生計窮迫せるを以て、先生屢これを救助せり、元祿八年具原家訓に云はく

亡兄元端、若年より浪人にて居申、殊貧窮に有之候に付、十四五年之間、合力銀遣申候、元端勝手に致候ては、毎年七八人扶持程に當申候、其後彌勝手つづきかね候に付、銀二貫目合力申候、久兵衛かげにて身上つづき申由申たる儀は、直方の老人なごにも、聞申たる衆可有御座候、加様之儀、自分儉約不仕候ては成兼可申候

甥と養子

叔兄義質四子あり、長は女子にして岡村氏に嫁し、次は團之丞にして、その叔父家時の嗣となる、次は好古、次は常春、此の二人共に學才あり、好古恥軒と號す、著述多し、惜い哉、天年を假さず、先生に先だちて歿す

好古、字敏夫、號耻軒、稱市之進、叔兄樂軒之長子也、資性明敏、少力學、器識卓犖、議論醇粹、先生倚賴焉、不幸早世、年三十七、臨歿賦詩云、短長有數、詎須傷、有死有生、天地常、三十七年無一事、忠君報國、未嘗忘、識者莫不哀惜焉、所著有和爾雅、日本歲時記、八幡宮本紀、和漢事始、諺艸

損軒文稿に答家姪好古書あり、その文中に

第一件曰、吾子有好名之僻、願依學問之功、而顯名、以傳之於後

の語あり、反覆丁寧に好名を戒めたり

先哲叢談によれば先生好古を養うて嗣とせられしが如くなれども、貝原家の書類には、其の事蹟見えす、先哲叢談の説は誤なるべし

常春和軒と號す、先生初め養うて嗣とせしが、後故ありて離別せり

先生姓貝原、諱常春、字元夫、號和軒、日休翁之季子、而好古之弟也、少小穎悟絶人、好讀書、六經諸史、貫穿通習、有老成之風、叔父益軒先生無子、取爲嗣息、弱冠通名仕藉、蓋家淵源、人以推獎焉、後有事故而辭家、晦跡于田里、放浪民間、以畢其生、其爲人也、沈靜寡言、不與物競、廢業之後、益遂其性、而不復返問、有問字請益者、不必拒絕、故從遊文士、追隨不捨、性嗜和歌、吟咏爲樂、慕陶元亮、邵堯夫之爲人、故陶邵二集、平生不釋手云、所著有狂夫言、中臣稜解、俱不成書、

吟草一冊傳于世、享保癸丑七月二十七日病卒、享年六十三、不娶無子、葬于那珂郡西隈村、越元文丁巳之夏、其徒鐫石表于墓、銘曰

風月襟懷

丘壑風流

不懷戚戚

樂兮優遊

跌蕩沒齒

既無怨尤

佳城一掩

長夜春秋

本州文學

榎田涉巨源謹記

仲兄元端の長子作左衛門可久は梶川氏の養子となり、次子久右衛門重春は先生の養子となれり

重春は元祿十一年十月十八歳にて先生の嗣となり、十三年七月二十歳にて家督を嗣ぎ、祿三百石を受け、御馬廻組に班し、享保九年三月卒せり

先生の老年時代は得意の境遇にして、田祿も六十七歳(元祿九年)の時には、更に百石を加賜せられて三百石となれり、先生の

生涯、長崎へ往くこと五度、江戸へ往くこと十二度、京都へ往くこと二十四度、六十九歳(元祿十一年)の時には東軒夫人及僕四人婢三人を従へて東遊し、優遊自適、翌年六月に至りて歸る、これ先生最後の京遊なり、出ては京都縉紳の間に優待せられ、入りては國主に厚遇せらる、先生晩年の得意想ふべし、然れども一家の内幕を窺へば、必しも泰平無事ならず、先生不幸にして子無し、初め姪常春を養ひて子とせしも、故ありて離別し、更に姪重春を養うて嗣とせり、而して重春年少にして先生の意の如くならず、これ訓戒書類の遺れる所以なり

叔母と乳母

叔母一人はつねに此方に御滯留候て養申候、又其上半人扶持遣置候

我等兄弟四人をそだてたるうばは、拙者九年一人扶持を遣候て養候、八十四にて死申候

先生の父寛齋二妹あり、姉は加藤氏に嫁して五子を生子、元祿五年八十九歳にて歿し、妹は小島氏に嫁して三男一女を生子、元祿二年八十歳にて歿せり、日記に大叔母、小叔母と稱するもの是なり、先生叔母一人を養ひしこと用財記に見ゆ

先生の同胞四人を育てし乳母は地行ちぎやうの人なり、先生亦其の老

を養ひて一人扶持を與へしこと用財記に見ゆ、日記寛文十二年十一月の條に地形婆歿すことせるもの即ち是なり

交際

若年よりぶきこんにて、無口上故、人と語り申儀不得手に御座候、其上隙をおしみ候故、人に出合稀に仕候、又生付脾胃よはく、酒食の會をこのみ不申候

先生は寸陰を惜めり、故に社交を好まず、隙をおしみ候故、人に出合稀に仕候、こいへるもの即ち是なり、此の主義は竹田定直に與へたる文中にも見はる

門客御教授も不得已之外御拒、又時而御精力御愛養之外者、

俗士之御交遊甚無益多損存候

先生の父は「食客の座に満る事を好で、酒食饗應の費を不_レ惜、されど先生はこれと異り、客を避け、酒食の會を好まず、儉約なりしかば、世人には往々吝嗇の謗を受けたり

先生は儉約なりき、故に家族に對し、近親に對して、其の老を養ひ、其の窮を救ひ、其の心を慰むるを得たり、世人は藩の金を借り、商人の金を借り、其の衣服を美にし、其の飲食を豊にし、賓客門に繁く、歡聲外に溢る、然れども先生はこれを爲さず、社交を避け、専心著述に従事し、質素閑寂の生活を送れり

附錄

附

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 附錄, 目錄, and 卷一.

例言

一、『東行之戒』、『勸戒之條目』、『損軒遺訓』、『篤信一世用財記』は總て其の全文を原文の儘に載せたれども、變體假名は平假名に改め、濁音なるべき文字には濁點を施せり、又一節中主眼の文字には、傍に黒點を施せり

一、元祿八年に記したる訓戒書は、未定稿なるべけれど、前に述べしが如く『損軒遺訓』、『篤信一世用財記』の文と異同ありて、參考とすべきものあり、故に遺訓、用財記の本文の間、諸處にこれを引用して、對照に便にせり

附錄

東行之戒は嗣子重春が、公用にて江戸へ往く時に、書き與へしものなり、按ずるに東行之戒に二種あり、一は元祿十四年三月最初の東行の時、一は寶永元年九月第二回の東行の時に與へしものなり、左に引用せるは即ち其の第二回の時のものなり
重春にも行裝記あり、兩度の江戸行其の他の旅行の時の服裝携帶品などを詳記せり

東行之戒

一、御奉行大事にかけ、勤可被申事、不及申候、次に身持を慎被申候事、肝要に候、一度亂行越度有之、恥辱を取候て

は、一生之瑕瑾に成候事
 一、船中道中にてけが過なき様に、諸事慎可被申事
 一、御奉公之勤諸朋友なごへ對し、禮義かげざる事に候者、儉約專に、萬事無費様に可被仕候。是今時肝要なる覺悟にて候、衣服等にあまりかざりを好み不申様に可被仕候、人之目を悦ばしめんこて、我身上之いたみに成候事、愚成事にて候、家禮にも時々申聞、家事に無費様に、可被申付候、薪油酒雜用に付て、少々さし引心持にて、大にちがひ申物にて候、今度持行被申候銀も、よき程之事にて候、於江戸も、拜領之員數も、定り有之候、此兩様を以、何ごぞ此地之仕送無之候ても、つづき被申、來春御ふち方

儉約

先年は元禄十四年第一回の東行をいふ

之餘を以仕廻下り被申覺悟可然候、先年初て被參候時
 ごは、ちがひ申候、此度又借銀彌増に成候ては、一生身上
 のたち申間敷候
 一、酒の慎肝要に候、生付て好みにまかせ候ては、無限量
 事候、こらへおさえ候事宜候、酒に三失有之候、第一行義
 を失候、第二身命を失候、第三財寶を失候
 一、御奉公之閑暇に手習文學之記臆懈怠不可有候事

九月廿日

損軒(花押)

久右衛門殿

歴年記を按ずるに源次が名を久右衛門と改めしは寶永元年八月二十日なり

勸戒之條目

四

勸戒之條目は原本散逸すと雖も、世に傳寫せられたるものあり、其の内容を損軒遺訓等と比較するに、亦これ嗣子重春を戒めしものたること明なり

勸戒之條目

- 一、聞諫て不可爲忿容、惣て聞諫事を可被好事
- 一、朋友を擇び、良友を求め、不可近惡友事
- 一、道に志し、五常の徳を保ち、五倫の道をあつく可被行、惣て心學を好み可被申、文學を不被好候得者、責ては懸心可被申事
- 一、子弟之禮義可被心得事
- 一、子弟職分可被勤事

- 一、若年の時與老人不可爲同位候、惣て身を安泰に不持して、謙事を能勤、苦勞不可憚事
- 一、年若時、貧苦艱難をこらへ被申覺悟可然候、無左候而者、身の徳行成立不申候、氣隨可被戒事
- 一、儉約を不可忘、身の自由と外見のかざりを好被申間敷事
- 一、家事に専心を用、不可爲緩事、下人無油斷様、可被申付事

- 一、仁心を保ち被申事、可爲根本事
- 一、慎飲食、殊無酒失様、堅守可被申事
- 一、藝術、年若内に心懸、稽古有之候者、後悔有之間敷事

勸戒之條目

五

もどきは戻る
意背く意

速辨主義發現
の一端は小河
氏の録せるも
のに見はる

勸戒之條目

六

- 一、老人之言に背被申間鋪候、不心得候ても可有故に被存、もどき被申間敷事
- 一、老人功者に好て交可被申候、嫌被申事不宜候事
- 一、每事無油斷、可勤事は早く埒明、無滯様可被仕候、借物なご心懸早く返辨可有之候、是拙者家法にて候
- 一、惣て拙者志をつぎ、拙者家法を變改不仕候様、覺悟可然事
- 一、恩義不可有忘却事

小河尚徳、先生の言行を録して云はく

客至便輒出見、自非有公事、未嘗少停客也、吾嘗發江戸至大阪、與先生同行、每朝裝辨之速、人不能及也

損軒遺訓は元祿十五年嗣子重春に與へし生前遺訓にして、辭句心血を灑ぎ、二百歳の下、先生の人と爲りを想見せしむ、時に先生歳七十三、嗣子歳二十二

損軒遺訓

一人の命は至て危くして朝不知夕、况吾年既古稀に超過せり、豈身後の計を爲ざらんや、故に豫遺命をなす而已、今より後嗣子一生久しきに至る迄、時々是を取出し、心靜に見て、守り行ふべし、放擲すべからず、廢怠すべからず

一、予葬法及初死の時の制は、精しく別の卷に記し置ぬ、隨ひ行ふべし

損軒遺訓

七

葬法を記したる書今傳らず、益軒先生遺事略に先生晩年自ら棺を製し

て豫め喪備を
爲ししこと見
ゆ

父母歿後の孝
を説く

養母は東軒夫
人は是歳四十八
歳

兄は梶川氏の
嗣となりたる
可久なり

損軒遺訓

一、嗣子常の心法は、忠・孝を深く心懸、專一に可被行候、第一奉公誠實に無懈能勤可被申候、孝は父母存生の時、膝下にて能事へ申而已に非ず、父母の歿後一生の間、親の教に不背して、わが身を能修め行ふを孝といふ、此心持終身迄不可有忘却候、且養母の諫を聞用ひ、背被申間敷候、養母に仕へて踈畧なく、且嗣子の行跡あしくして、養母の憂を生ぜしむべからず、嗣子心持の大事、可爲此二條候、於此二事若踈略有之候ては、人道かげ、天道の冥加つき、諸人の誹も有之候、佳名を失可被申候、能心得可被申候、

道を盡す主義
(その一)

重春の配は江
崎太兵衛の女
にして即ち東
軒夫人の姪な
り一女を生み
寶永二年歿す
後配は井手勘
七の女

道を盡す主義
(その二)

勤儉を説くと
最も懇切

方よりたこひ不友有之候共、此方よりは弟の道を盡し候て、相似せ候事不可然候

一、夫婦の間、禮義正しく、和睦なるべし、妻は家道の所立也、我身を正しくして、教導きて、正しからしむべし、家法を破らざる様に、教え戒可被申候

一、親戚朋友凡人倫の交に心を用て謹厚なるべし、踈薄にすべからず、他より踈薄なりとも、それを似せて踈薄なるべからず、我よりはわが道を盡すべし

一、家を治むるには、常勤・儉の二字を可被守行候、凡勤ずしては家不修候、夙に興、夜に寢て、事を可勤、又儉約を貴び行なふべし、儉約ならざれば、富貴貧賤ともに財用不

足して、自身困苦するのみならず、奉公の勤、親の俸養も難成、禮義のつこめ闕げ、親戚朋友故舊の難儀を救惠み申事も不成候て、且又人之財を借りて、約にちがひ、不返候へば、盜賊と同じく成行候事、無下なる事にて候、此一事に殊心を用、我が遺訓に背き被申間敷候、儉約を行候には、わが身上之分限と、財の有無を考へ計り、それに應じて、よき程に用ひ、常に少づつ餘財をたくはへて、不慮の時に備ふべし、不慮の時とは、軍用又は凶年に逢、祿俸不足候か、或親戚の間、災變有之、不救して難成事有之候も、財不足の時、よく變に應ずる時の爲にて候、平日儉約ならず、後を不考して、妄に財を費候ては、不慮の變は云

儉約を行ふ法
(その一)

儉約を行ふ法
(その二)

儉約と吝嗇

に不及、常時も財不足して、身の難義のみならず、人の妨に成申ものにて候、凡儉約を行ふには、堪忍の二字を守るべし、堪忍とは我が身の慾をこらえ、艱難不自由をこらえ申事にて候、堪忍せずしては、儉約は難行候、又俗人愚者殊に賤人奴婢等は、儉約と吝嗇との別をしらず、儉約を行候へば、誹謗するものにて候、如此なる愚人の誹をおそれ候ては、惣てわが操不立ものにて候、禮義に叶候はば、愚俗の誹は不足畏候、家祿を無相違被下候間、其内にて随分儉約を行なひ、無不足様に仕、公儀へ御惠を不乞、商人の財を不貪取様に、平生覺悟可有候、儉約は財盡候時、俄に行當り行はんとしては、行はれざる物にて

候、兼てより我俸祿の分限を考かへ、入るをはかりて、出す事を制すべし。たごへば老衰の時に至り、俄に養生をせんよりは、年若く身盛なる時より、よく養生候へば、病すくなく、身も安きが如し。拙者は十九歳の時、四人扶持被下、其外無祿にて江戸へ被召連、難儀仕候、廿八歳の時、六人扶持に十石被下、令上京、其後凡二十四度上京、二度江戸へ參候、十二度の内九度は定たる御扶養のみにて、御救銀拜領不申候、京都に上候には、惣て今も御扱銀は不被下候へ共、江戸へ參候よりは、却て入目は甚多候、其上書籍は六人扶持十石被下候時より、年々大分自身買調へ、仲兄へも致合力、叔母及地形之婆を養なひ、用心

自己の經歷を説く

仲兄は元端地形之婆は乳母

男を五人抱え候へ共、公財をも借不申、少借候は、利を加へ、令上納候、其外商人に毛頭も損をさせ不申、他財を不貪候て仕廻申候、是偏に財の用やうに寄候ての事にて候、時代のちがひも存候は、あやまりにて候

元祿八年貝原家訓に云はく

一、若年よりぶきこんにて、無口上故、人と語り申儀、不得手に御座候、其上隙をおしめ候故、人に出合稀に仕候、又生付脾胃よはく、酒食の會をこのみ不申候故、他所飲食之會に趣候事稀に候、手前にも飲食之客稀に御座候、就其飲食をむさぼり好み申人は、吝嗇なる由そしり被申候、但禮義をかぎ申様成儀は不仕候、惣て儉約を不存人は、吝嗇と心得申候、世俗之迷、古來不珍事にて、其そしりは若年より苦にも不仕候

時間を惜む

酒食の會を好まず

吝嗇の誹を受く

損軒遺訓

一四

世人の生計法

一、御切米十石拜領仕候時も、其相應に仕廻申候、惣て分内之勤を仕、分外之儀不仕候へば、わきより見申候ては、吝嗇に見え可申候、若公儀御銀子拜借仕、町人之銀をもち候て、華麗につかひ、衣食等華美に仕、賓客をしげく饗應仕、下人迄も過分にあたへ、家内ゆたかにくらし申事は、成程仕よき儀御座候、左様に仕候は、見かけよく、人にほめられ可申候、然ども公儀御やくかいに成不申、町人に損を仕らせ不申様に仕度覺悟にて御座候故、世俗之仕方よりは、殊外平生心を用、身持を艱難に仕、家内つづまやかに、一錢もみだりにつかひ不申、費をおしみ申候て、萬事に付、無用之事不仕、過分之儀無御座候故、脇より吝嗇に相見え可申候

一、平生みだりに人の物をかり不申候、若米銀にても何にてもかり候へば、甚心にかかり、苦に成申候故、何とぞ

借らぬ主義
速辨主義

先生の生計法

獨立主義

自己の經歷
浪人兄は仲兄
元端

仕、其約束にちがはざる様に心懸、少にても財のよけい出来候へば、借物返辨之心當に仕、約束之時に至候へば、必無相違元利返辨仕候、其故若年より今迄、いづくにても、人の物をかり候て、不返儀無御座候、買物之代不拂儀無御座候、何方にても買物代商人より催促に逢申たる事無御座候、却て商人に催促仕候て拂申候

惣て人之妨に成、人之造作に成、人之やくかいに成申事、苦に成申候て、左様之事は常に遠慮仕候

一、知行惡敷候へ共、儉約專に仕候故、京都に二十三度上り、江戸へ十二度參、御奉公勤、書物大分買、浪人兄に身上に過たる合力仕、用心男五人抱置、其外相應之禮義をつとめ申候へども、公儀に拜借不申上、傍輩又は町人にも何方にても、毛頭損を仕らせたる事無之候、是ひとへに儉約を仕候故如此と存候

損軒遺訓

一五

一、學問に常に心を用ひ、志を立候て、勤可被申候、我等常語の如く、不學して道理を不知候ては、非人候、俗習にひかれ、學問を嫌ひ、禮義に背候、俗流に、必流れ被申間敷候、左様なる者有之候はば、吾身の害と成候、悪友と被存候て、必交被申間敷候、志を堅固に守候事可然候、學問之隙には、諸藝をも習可被申候、若き時藝を習不申候ては、後悔有之ものにて候、第一手蹟を習候事、肝要之勤にて候、世上往來の書狀、達者に書不申候ては、身之不自由甚敷のみならず、公儀の役義も勤りかね候て、世人の誹笑も有之候事、無念之至に候、通用の文字を多く覚え可被申候、必心にかけ、不可有懈怠候

一、家事に心を用、家を嚴正におさめ、家法みだりならざる様に可被仕候、下人をつかひ候心持は、仁愛ふかく、不慘剋様に可被心得候、下人奴婢共に才ありてわが心にかなへりとも、必愛し過すべからず、寵愛すぐれば、必をごりて、禮義をみだり、わざはひとなる、必いましむべし、是古今世に多き事なり、又下人にあやまりあり、氣にあはずとも、いかり過しにくみ過すべからず、しかれば必恨背く、うらみ背けば、わざはひとなる、此二には心を用ゆべし、又下人の間言、讒言、必きくべからず、凡父子兄弟夫婦の間も、必下人の間言によりて不和になる、又不和なれば、間言入やすし、つつしむべし、木くちて虫生じや

すぎが如し、凡婦人女子の言必偽あり、信ずべからず、下人の利口にして姦邪なるを、主人しらずして寵愛すれば、必禍出来、家道亂るるもの也、

年中家事に云はく

奴婢を買ひ、一度逐斥したる者を、後日に必不可再招買、再招則其者惡劣なりとて、又逐斥しがたし、必此禁を守らるべし

老奴婢は、懶惰にして寒をおそれ、好て火に近づき、薪を多く費し、食物を調ふるに、不潔なる事多し

良奴婢あらば、祿を厚くして、久しく使べし、久しく使ふ者は、吾家事に習熟して、用に立事多し、好んで是を使ふべし

無益の友

一、無益の友に交候事、不可然候、益友有之候者、時々交可

惡友

被申候、親戚中には時々見廻可被申候、不可有疎意候

一、必惡友に交被申間敷候、惡友と申は、放逸にして無恥、學問を嫌ひ、酒食を貪り、禮義を不愼、家事を不勤、公儀を恐れず、法度をかるしめ申輩の事にて候、惡友に交被申候者、可爲大不孝、能々愼しむ遠かり可被申候

服飾

一、衣服をうるはしくし、身をかざり申事、愚俗婦人女子なごのほめ申事にて、識者の返ていやしめ申事にて候、大抵見苦しからず、目に立不申ほごにて可然候、身のかざりに心を用候へば、隙費え財ついえ候て、無益之事にて候、惣て無益の事に心を用ひ、財を費候事は、至りて愚なる事にて候

食

一、飲食をゆたかにし、美饌を好み候事、戒可被申候、人之飲食の慾無窮候、慾に任せ候へば、必費多く、病生候て害多候、淡薄なる物を食し習候へば、苦にならざる物にて、養生によく、費少く候

酒の害

一、嗣子身の慎、拙者死後におゐて、彌堅く守り可被申候、第一酒を過し不被申様に慎戒可被申候、惣て酒は下戸にても飲習候へば、後には上戸にも成申候者、多有之候、況下地好み候者、少年より多く飲候ては、中年より老年に至ては、彌飲酒長じ可申候、左候ては、其禍難計候、凡酒の禍は、行義を失なひ、徳性をそこなひ、主君への奉公をかぎ、恥辱をうけ、財を失なひ、家を破り、病生じ、命をち

ぢめ申候、盃の大小こ、盃數このかぎりを定め、常は不及言、たごひ婚禮の座、遊宴の席に臨候ても、妄に多く飲不被申、限數を不過様に、堅く守り可被申候、是嗣子一生の慎にて候、必背被申間敷候、若此遺言に背被申候はば、可爲不孝候

勤慎

一、常の身持、勤慎の二を行可被申候、氣隨を堅く戒可被申候、氣隨は即怠なり、勤慎ならざるをいへり、氣隨なれば忠孝かぎ、禮法すたり、萬事やぶれ候、常々勤慎の二を以て、身ををさめ習候て可然候

損友

一、返々拙者死後、彌損友に交被申間敷候、人心の善悪は早くしれがたき者にて候、早く交を結候へば、過出來候、

君子は擇んで後に交候故、無過無悔候、不擇して交候へば、悪友にひかれ、志を失なひ、一生の身持をあやまり候、悪友と知候者、早く引候て、不交がよく候、何より大事は友の交にて候、終身慎可被申候、堅過て窮屈なる友に交候へば、益多く無損候、能々心得可被申候

自己の經歷

一、拙者事十九歳の九月 忠之公へ被召出、四人扶持被下たる迄にて、其外には米祿不被下、下人をも御付不被成、御仕着も拜領不申、衣類少被下候迄にて、其年十月江戸へ被召連、翌年歸候て、一夜替に御傍にて、不寢之番被仰付、甚致困苦、其後與力に御付被成候、光之公には二十七歳之冬被召出、翌年四月より上京被仰付、六人扶持十

不寢之番は終夜當番

上ケ米は
納米は

石被下、其間右申如く、大分書を自分に買、酒肉をも數年之間在京之時は、給不申候、諸事艱難を見候、知行被下候は、遙後の事にて候、數十年之間、日夜學を勤苦み候、六十七歳にて百石之御加増被下、只一年致所務、其翌年より三分一上げ米出候、然に嗣子者御奉公之辛勞もなく、廿歳より早く三百石拜領被申候事、御恩儀と被存、忠勤之志懈怠有間敷候、衣服飲食等其外奢費を不被仕、成程は身之艱難をこらへ、儉約を行、御奉公をかぎ不被申様に可被仕候、若衣服をかざり、飲食を貪り、身之慾を恣にせんとする心出來候者、拙者之成立を思出し、堪忍可有候、若年之間に、艱難を見不申、をごりに習候て、儉約之心な

く候へば、一生之身持我まゝにて、身上貧困に成申候、其上後年の樂もなく候、若年之内は隨分艱難苦勞を見被申覺悟可然候、是一生之身持之爲、晩年之樂に成申事に候、惣て我が身之成立本初を存出し、忘れ不申候へば、愼も堪忍も出來、樂も有之物にて候、能々心得可被申候、一日休翁の後室、安平へも不可有疎略候、安平家業に取付候様成時者、財力有之候者、助遣可被申候、八之丞祖母以下にも、不可有疎意候

日休は兄義實
安平は常春
八之丞は義實
の子團之丞の
子

右之條々、爲嗣子一生之身持、拙者心底を盡し、嗣子氣質之偏癖を察し書置候、病に被侵候ては、心も亂れ候て、申事も不正ものにて候故、兼て無病之時書付候、嗣

子一生の間、此旨無廢怠、相守可被申候、就中惡友を遠ざけ、大酒を禁じ、身體をかざり不被申、儉約を行被申事、失念有間敷候、但身を飾候事は、過三十歳候へば、止み可申候、殘三條は一生無失念守可被申候、若此遺言に違背し、戒を破被申候者、可爲大不孝候、能々勤愼候て、一生堅固に保持可有之候、以上

元祿十五年仲冬朔旦

損軒翁書

貝原之誠
篤信之印

送

貝原源次殿

篤信一世用財記は寶永六年嗣子重春に與へしものにして、壯年時代よりの經歷を述べ、家政の事を説けるを以て、之を讀めば家庭に於ける益軒先生の生活見るが如き心地す、時に先生八十歳、嗣子二十九歳

篤信一世用財記

慶安元年
忠之は黒田長政の子

底井野は遠賀郡にて當時藩主の別館あり

一、十九歳 忠之公へ被召出、四人扶持被下候て、江戸御供に被召連候、御切米も御仕着をも不被下、御小人も御付不被成、銀二百目被下、人並に相勤、來春御先に下候、御納戸御召料役にて、御傍に被召使、一夜替不寢之番仕候て、御前相勤候、兩年共に御切米は不被下候、長崎にも一度御供に參候、底井野其外近所在郷にも、御供に參候、翌

慶安三年

寛齋は父利貞

明暦元年

日休は兄義實

明暦二年

光之は黒田忠之の子

明暦三年

年二十一歳より浪人ご成候、御奉公三年之内、拜借無之候、勿論寛齋公御助を以、相勤候へごも、元來御貧窮故、指而御やくかいに不成様に心懸候て、御妨に不成候
一、二十六歳 寛齋公江戸へ先年より度々御勤、去年於江戸御願、田祿百五十石は日休へ御讓、御自分には江戸にて六人扶持御拜領、江戸へ御逗留被成候、篤信頃年浪人にて居候に付、爲定省、今年三月乗船、江戸へ行候て、御膝下にて致勤侍候、翌年冬寛齋公御歸に致、御供歸候、其十二月寛齋公六人扶持御指上候を、光之公より篤信に拜領被仰付候、二十七歳之事にて候

一、二十八歳 爲學問上京被仰付、四月初乗船、京へ上候、

萬治二年

寛文二年

其年之暮より初て御切米十石被下候、京都にて二僕仕
 ひ候、此後自分に書物段々多く買申候、三十歳之冬御加
 祿十石被下候、三十三歳にて又十石御加米被下候、都合
 三十石拜領候、三十三歳より江戸御供に毎度被召連候、
 年々自分に書物多く買、自分食物等俸養は甚軽く、随分
 難苦を見申候、家君へは草履取一人之費銀を進し、一月
 に三度づつ存齋を頼、鳥飼之宅にて饗饌を進候、其費銀
 を京より進申候、又京都にての家君御用は、自分より相
 調進申候

家君は父寛齋

存齋は兄元端
鳥飼は地名

寛文四年

一、三十五歳 春 公用にて歸郷、五月に初て采地百五
 十石被下候、此九月二十九日御供にて江戸へ趣候、是家

寛文五年

君へ永き訣にて候、此時金子一ぶ餞として被下、致拜領
 候、翌年三十六歳十二月三日家君御棄世被成、今寶永六
 年迄四十六年にて候、家君御棄世被成候に付、翌年三十
 七歳正月爲奔喪致歸郷候

寛文六年

寛文八年

元祿九年

當殿様は
黒田綱政

一、三十九歳 五十石御加祿被下、合二百石拜領候
 一、六十七歳 右二百石拜領之後、二十八年目に 當殿
 様より御加祿百石被下候 忠之公へ三年御奉公仕
 光之公へ三十三年勤申候、當君へ此年六十七歳迄八年
 勤仕候、都合四十四年御奉公勤候て、三百石被下候、其翌
 年より上ヶ米出候故、三百石を全領之事は、只一年にて
 候

元祿十一年

養子は重春

一、六十九歳 伏見にて養子の願申上候、十月二十二日
伏見御發行の時、御前に被召出、御直に養子之事願之如
被仰出候

遊歴と用財

一、江戸へ十二度行候内、九度は御救銀拜領不申候、拜借
も不申候、京都へ二十四度上候、此内兩度は妻つれ上候
故、男女兩度共に上下八九人にて上り候、妻に參宮も仕
らせ、有馬湯山にも上下九人にて入湯候、二十四度の内、
一度は御銀子拜借申候、當地へ下候て、元利上納候、京都
にて一度守田甚兵衛頼、金拾兩かり候、下候て返納申候、
京都上下之費、殊此方より持上候土産大分入候、持下候
土産も毎度よき程費財候へ共、廿三度は拜借他借不申

候、中村惕齋、松浦了貞なご拙者下向之時、遣銀かし可申
由申候へ共、かり不申候

元祿八年貝原家訓に云はく

一、京都に上候事、江戸往來又態上候を合せ、近年迄凡二
十三度、其内若年浪人之時も、二度參候、又御奉公仕内に
も、爲養生御扶持拜領不仕、自堪忍にて參、逗留仕たる事
も御座候、此六年前に野妻をつれ上り申時、御銀を十枚
拜領仕上り候、下り候て拜借銀は元利ともに上納仕候、
其外二十余度致上京候には、一度も拜借をも拜領をも
不仕、毎度御定候御扶養にて、相勤申候、京都に上候は、江
戸に參候にはかはり、催合之御救銀被下候故、江戸より
不勝手に御座候、其上京都に上り候へば、餘人にかはり、
公家衆其外知人多御座候故、相應之土産を持上り、在京

之間饗應並音信贈答を時々仕、衣服等も御當地の如く、見苦候ては難成候、又致上京候へば、書類をも毎度買調、諸事に付費用多く、不勝手に御座候へども、無用之費不仕候故、二十二度は拜借不仕候て仕廻申候

一、江戸十二度罷越候、其内前九度は催合之御救銀拜領不仕、御扶持方等迄にて相勤申候、此内三度は御銀子拜領仕候、十二度共に拜借は不仕候

長崎行

一、長崎へ五度行候内、初一度は忠之公御供仕候て、船にて往來候、其外二度は光之公御用に付て被遣候、二度は浪人之時、書なご見に行候て、陸行候て、彼地久令逗留候

親の讓物

一、家君より金銀并器財御讓うけ不申、諸道具皆自分に

脇差と茶釜

存齋は仲兄元端

買立候、但脇差一被下候、其脇差は盗人取候、御棄世之後、御あごに有之御衣類等、拙者取候分、存齋御書付有之候へごも、拙者は少も取不申候、御あごに殘候茶釜一取、于今有之候

父寛齋

一、浪人にて江戸に家君爲定省參候時、銀子一貫二三百目不殘被下候へ共、御隱居に財用無之候ては、御老後可爲御不自由存致返進候て、少も取不申候、其銀子御最期迄御持被成候由候

仲兄元端

一、元端へ銀二貫目合力申候

元祿八年貝原家訓に云はく

一、亡兄元端若年より浪人にて居申、殊貧窮に有之候に

直方は鞍手郡
にあり元端の
居りし地

無貸借主義

叔母

乳母

付、十四五年之間合力銀遣申候、元端勝手に取候ては、毎年七八人扶持程に當申候、其後彌勝手つゞきかね候に付、銀二貫目合力申候、久兵衛かけにて、身上つゞき申由申たる儀は、直方の老人などにも聞申たる衆可有御座候、加様之儀自分儉約不仕候ては、成兼可申候

一、鳥飼にて用心男銀子七百五拾目にて五人抱へ置候

一、惣て拙者事人に金銀米をかし不申候、若すくひ可申ため、かし候へば、利を取不申、其由誓詞を書置候

一、叔母一人はつねに此方に御逗留候て養申候、又其上半人扶持進置候

一、我等兄弟四人をそだてたるうばを、拙者九年一人扶持を遣候て養候、八十四にて死申候

知行所の百姓

別府酒殿共に
糟屋郡にあり

一、知行所別府、酒殿先年損毛、百姓飢に及申時二三度に銀二百二三拾目遣し、其上時々銀を借し、利を少も取不申候

元祿八年貝原家訓に云はく

一、先年自分之知行之百姓飢に及申時は、身上に過たる程、銀子を出し、救申候、勿論其銀を取、返し不申、與へ申候、其上にて猶も及困窮候者には、銀を無利に借し申候、返辨不成候者には、捨候て遣申候、其後も年により少々は救銀遣申候

一、書物自分に買候分代銀五貫目に及可申候

元祿八年貝原家訓に云はく

一、書籍は御預被成候外、自分に買申分、代銀百枚餘程之書調持申候、于今毎年少づつ書を買申候

元祿十三年

篤信一世用財記

三六

一、十年以前七十一歳にて致隠居候時、其方之存候様に、借銀少もゆづり不申候、具足箱に用心銀四百目、錢三貫八百文入候て、ゆづり遣候

七十三歳

一、元祿十五年其方江戸より下着の時、借銀出來候故、借銀有之候ては、身上そだちかね可申と存、銀五百六十二匁九分拙者より合力申候

七寶永元
十五年

一、其後此六年以前申歳座敷立直し候時、銀六十六匁、米一俵半、拙者より合力申候、其年家僕市介一人、作事の助のため、拙者より召抱候、勿論草履取は拙者より抱候て、召使候、于今其分にて候

七寶永
十六年

一、其翌年酉年文庫修理之時、銀貳枚拙者出し候

一、草履取一人、下女一人者先年より于今拙者より抱へ置候

一、先年より其方不勝手故、拙者才覺を以、吉野屋より金拾兩惣一銀四百目、其外に銀二貫目、都合三貫目に及候、銀借渡し候、利分出被申候ては、勝手に成申間敷と存、右何も利なしにかり申候

諸國遊歴

一、拙者先年在京之間、五畿内不殘令遊覽候、京都近邊山、山幾度も見申候、殊大和河内者、節々見申候、吉野へ四度、奈良へ六七度行候、紀州、丹波、丹後、若狹、近江、備前、播磨、豊前、豊後なごに行候、江戸よりおく日光に行、上野、下野、を通り、木曾路より越前へ行候、御國中村々不殘廻り申候、

篤信一世用財記

三七

其後も度々めぐり候、加様に旅行には毎度銀を多く費し申候

一、當地京都、大阪、江戸、長崎にて買物年々仕候に、今迄買懸り少も滞不申候て、當時に代銀拂候、惣て人に損を仕らせ候事、毛頭も無之候、皆是殿様御影、御厚恩の内を以、右之通之財を遣候、家君之御讓も、他人之助も無之候、是者拙者平生儉約にて、酒食衣服諸事におごり費不申故に候、然共財は用やうにより、たくさんにつかひ候ても、困窮に不及、又用やう悪敷候へば、大分取候ても、不足と見え申候、財之用様悪敷候ては、家をたもち不申候、一生之間難苦を見、子孫迄も難儀を見せ申候、殊忠孝の二

かけ、武勇も難勤候へば、不義無此上候、一生心かけ儉約を專に被行可然候、

元祿八年貝原家訓に云はく

一、當地京都、江戸、大阪、長崎等にて買物仕候に、代銀少も滞らせたる儀無之候故、町人に少も損を仕らせ不申候、
自分之買かより少も無御座候
一、惣て買物仕候に、銀無之時は不自由を堪忍仕、買不申候、代銀用意仕候後、買申候、買かより無御座候、後日返辨之心あてもなきには、買物少も不仕候

右者其方時々見被申候て、家をたもち被申覺悟に成可申と存書付渡し候、以上

寶永六年四月二十日

篤信

久右衛門殿

借らぬ主義

八十歳

大正三年五月五日印刷
大正三年五月十日發行



著者

發行者

印刷者

印刷所

家庭に於ける具原益軒

正價金八拾錢

伊東尾四郎

丸善株式會社

右代表者

小柳津要

東京市日本橋區兜町二番地

神谷岩次郎

東京市日本橋區兜町二番地

東京印刷株式會社



發行所

東京市日本橋區通三丁目
郵便振替貯金口座東京第五番
大阪市東區博勞町四丁目
郵便振替貯金口座大阪第七番
京都市三條通狹屋町西四番
郵便振替貯金口座第一七三番
福岡市博多上西町
郵便振替貯金口座福岡第五〇〇番

丸善株式會社

丸善大阪支店

丸善京都支店

丸善福岡支店

東京理學博士三好 學氏著

日本之植物界

家庭の讀物として科學的知識の普及を計らんがため、流麗平易の文章を以て極めて善く植物の形態、本質を委曲に説明し、百數十種の圖版は精緻鮮麗殆ど名狀す可らず、書中又著者の新説新實験を載せること多きを以て、専門家及び園藝家の好參考資料たるべし。

第一編 春：春信、梅、柳、根、櫻、中、春の花、木、春の野、菜園、薔薇、晚春の花、竹、新緑、第二編 夏：夏草、秋：蓮、蔓草、刺、針、雨、植物、蠶、バクテリア、池沼の水、夏の花、海濱、高山植物、第三編 冬：冬草、蔓草、果實、種子、蔬菜、風害、老樹の歴史、名木の保存、菊、秋の林、第四編 冬：冬草、蔓草、果實、種子、蔬菜、風害、老樹の歴史、名木の保存、菊、秋の林、第四編 冬：冬草、蔓草、果實、種子、蔬菜、風害、老樹の歴史、名木の保存、菊、秋の林、第四編

工學博士 鳴居 武氏著

最新寫眞術

學術に工藝に娛樂に寫眞術の應用せらるる範圍は極めて廣且大也、本書は是等の總ての方面に亘りて、斯技に關する人士を満足せしめんが爲に、其原理を明らかにし、實踐の効果を的確ならしむ。

第一編 總論 第二編 光線 第三編 寫眞器械及撮影場 第四編 陰畫調製法 第五編 陽畫調製法 第六編 幻燈 第七編 天然色寫眞 第八編 特殊寫眞 第九編 雜件

鐵道院藏版

大日本鐵道線路圖

明治四十五年五月新版

四六判洋裝 全一冊

紙版數四百四十頁 正價金壹圓七拾貳錢 郵稅金拾貳錢

工業常識

早稻田大學 理工科教授 中村康之助氏著

第三高等學校 教授 森 總之助氏編

物理學講義實驗法

菊判洋裝全一冊、紙數二百七十餘頁、圖版八十餘種、正價金壹圓六拾五錢、郵稅金拾貳錢

東京高等師範學校 教授 龜高德平氏著

理科世界一週記

菊判洋裝全一冊、紙數三百七十餘頁、圖版百餘種、正價金壹圓八拾錢、郵稅金拾貳錢

東京高等工業學校 教授 加藤與五郎氏著

化學工業大要

菊判洋裝全一冊、紙數三百七十餘頁、圖版四十餘種、正價金壹圓四拾錢、郵稅金拾貳錢

電燈輝き、瓦斯燈燃え、飛行機飛び、自動車走る、文明とは取るも直さず工業生活にして工業知識は現代生活の最大要件也、シカモ動力とは何ぞ、水力は何ぞ、自動車、電車、電燈、電話、飛行機、發動機、蓄電池、特た瓦斯工業、曹達工業、硫酸工業、陶磁器、玻璃、セメント、人造肥料等凡百工業上の普通知識は毎日の三食と同じ生活上の必須課目なるに係らず、能く簡単に、能く周到に、能く平易に、能く明瞭に教へたるの書未だ一もあるなし、本書は實に其權與にして且アップ・トゥ・デート也、且最も包括的也、現代生活の最善は本書の與ふる知識を以て得て得らるべし、[卷末附録]は電力、温度、熱量、光力、瓦斯量等の單位、度量衡の對照、工業術語の解釋等より成りて日々必ず参考すべき現代生活上の要典也。

本書は簡易なる何人も容易に試み得べき日常座右の器具を借りての實驗を擧げて然る後に其原理を説くが故に以て中小學の兒童の興味を喚起するに足るのみならず、平生理學の學に遠ざかる非専門家も讀んで新たに容易に發明する處あるべし、卷中二百三十餘の實驗總て皆簡易にして家庭に於て試み得べし、中小學校及家庭教育の教材として珍らしき佳著也。

歐米漫遊の記行は汗牛充棟殆んど應接するに遑あらず、シカモ理化専門的の眼光を以て現代文明の眞核を實に理化學の進歩の顯現なるを洞察したる精細微密の描寫の如きは頗る異彩を放つもの、豈尋常風流の觀光ならんや、況やベテカールの漫遊案内の記行とは根本より異なるもの、此の如き記行にして初めて文明に寄與する處あるべき也。

○印度洋經由往航日記 ○瑞西チユーリツヒ市滞在 ○獨逸國柏林市滞在 ○英國リッヅ市滞在 ○米國巡覽 ○歸朝航海 ○雜感 ○附録

化學工業は國內一小部分の職業に屬すと雖も、之が要領に關する知識に至ては全國民に普及せしめざる可らず、國民擧げて化學的知識に富み、此方面に於ける有材有力の士を輩出せしむべき範圍を廣ふして、然る後工業の隆盛初めて期すべき也、吾と其職を異にするが故に吾不關焉と思ふことあらば、國富の基礎たるべき化學工業は永久に振ふの期なけん、本書を全國民に薦む。

よ本根を語譯的襲因の來年十五
物産大の心苦年六るたし掃一り

條箇數の色特其

▲本書包括の語數約十萬、從來英和字書に洩れたる新語數千（其中には最近ウエブスター大字典、センチュリー補遺、スタンタード大字典にすら發見し能はざる新語亦頗る多し）。

▲譯語は五十年來の我が諸人の英和字書に附纏ふ因襲を脱却し盡く活きたる現在の使用語なる事。殆んど廢語に等しき舊譯語並に不精確、不徹底生硬未熟なる舊來の譯語を全然排棄したる事。

▲原語に對する觀念を最も明白に、正當に且適切に得せしむる爲め縦横に文法口語を驅使して丁寧周密に解説し、且屢々引例を與へて如何なる初學者にも容易に原意を細さに深く盡して餘蘊なかるべき事。

▲動詞の自他の譯語を混同し往々意外なる語義上の錯亂を來す從來字書の缺點を矯正せる事。且他の字書の屢々遺漏したる緊要の釋義及び最新の意義を加へたる事。

▲要するに總ての譯語と其解釋とに於て盡く新鮮なり明快なり精確なり周密なり、或は曖昧模糊たる或は今日にては殆んど無用に屬する文字一もあるなし。盡く皆活きたる實際の使用語也精透明晰なる解釋也。

▲且本書は初めのラインより終りのラインに到るまで盡く著者の忠實なる勞苦の産物にして世間殆んど公然の事實となれる徒らに名家の名を冠したる羊頭狗肉の無責任なるものと同しならざる也。

新撰英和辭典

裝釘堅美・紙質精良
印刷鮮明・クロス製
(五寸九×三寸二)

正價金壹圓八拾錢
郵便金拾貳錢

早稻田大學
英文學教授 増田藤之助氏著

著 氏 永 昌 津 矢

師文 範學部 及校 中 學檢 教定 科濟 書

大日本
地文學

氣 界 講 話

菊判洋裝
全一冊
紙數三百五十餘頁
圖版七十餘種
正價金七圓貳拾錢
郵稅金拾貳錢

本書は日本地文學の見地より氣界の性質、寒暑、風雨霜雪、氣候等を縦横に解きて、而かも人を離れず、巧みに人文を配合して趣味湧くが如し。

綱要 日本地理

菊判洋裝
全一冊
正價金五拾六錢
郵稅金八錢

綱要 日本地理附圖

菊判洋裝
全一冊
正價金四拾六錢
郵稅金六錢

綱要 世界地理

菊判洋裝
全三冊
上卷正價金參拾六錢
中卷正價金參拾六錢
下卷正價金四拾六錢
郵稅各金四拾六錢

綱要 世界地理附圖

菊判洋裝
全一冊
正價金四拾貳錢
郵稅金六錢

丸善の萬年筆

英國製 オリオン 萬年筆

(圖に示せるは實物の三分の二なり)



賣價金貳圓八拾錢、同飾付金參圓貳拾五錢、郵稅各金拾貳錢

英國製 オノト 萬年筆



“N”號 無飾金六圓、銀飾金七圓、金飾金九圓
 “O”號 無飾金六圓、銀飾金七圓、金飾金九圓
 “G”號 無飾金九圓五拾錢、銀飾金拾圓五拾錢、金飾金拾貳圓五拾錢
 “M”號 無飾金拾貳圓、銀飾金拾參圓、金飾金拾五圓 (付各種飾)

萬年筆用

アテナインキ

二オンス入 金貳拾錢
 六オンス入 金五拾錢
 (各種萬年筆目錄は御申越次第送呈)



丸善株式會社發行書概覽

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|--|---|---|--|
| 文學士大村欣一氏著 支那政治地理 菊判洋裝 上卷一册 正價金貳圓八拾錢 郵稅金四錢 | 吳文聰氏著 吳產業統計講話 菊判假裝 全一册 正價金五拾錢 郵稅金六錢 | 露國ドストエフスキ作、内田魯庵氏譯 罪と罰 四六判洋裝 前編一册 正價金四拾錢 郵稅金貳錢 | トルストイ翁作、内田魯庵氏譯 復活 菊判假裝 全一册 前編正價金壹圓五拾錢 後編正價金壹圓八拾錢 各金拾八錢 | 商學士小林行昌氏著(文部省檢定濟) 商事要項及商業算術 菊判洋裝 全一册 正價金八拾五錢 郵稅金八錢 | 平瀬作五郎氏著(文部省檢定濟) 用器畫法 圖式四六判假裝 全六册 解說四六判假裝 全六册 各正價金十八錢 郵稅金貳錢 | 理學博士三好學氏著 日本植物景觀 四六判假裝第十四集迄出版 各金壹圓 各金六錢 | 陸軍中佐守田利遠氏編 滿洲地誌 菊判洋裝 全四册 正價金五圓五拾錢 郵稅金四拾貳錢 | 松村瞭氏編 和英人種名彙 四六判洋裝 全一册 正價金四圓五拾錢 郵稅金貳錢 | 東亞同文會編纂、有賀博士校 東亞關係特種條約彙纂 四六判洋裝 全一册 正價金五圓 郵稅金貳拾錢 | 工學士矢野道也氏著 印刷術 菊判洋裝 上、中卷出版 正價金貳圓 郵稅金八錢 | 工學士内藤游氏著 實用瓦斯便覽 四六判總革綴 全一册 正價金七圓 郵稅金參拾錢 | 工學博士荒川文六氏著 訂川電氣工學 菊判洋裝 全三册 正價金七圓 郵稅金參拾錢 | 小室信藏氏宮本忠平氏共著 日本家具圖案と製作法 菊判洋裝 全一册 正價金四圓五拾錢 郵稅金拾錢 | 東京高等工業學校教授中島武太郎氏著 實用色染學 菊判洋裝 全二册 正價金四圓 郵稅金貳拾五錢 | 橫井寅雄氏著 實用機織法 菊判洋裝 全三册 正價金四圓 郵稅金貳拾四錢 | 黑田政憲氏著 實用製陶學 菊判洋裝 全一册 正價金四圓 郵稅金貳拾錢 | 工學博士田邊朔郎氏編輯 訂公式工師必携 袖珍洋裝 全一册 正價金參圓 郵稅金拾貳錢 | 中島、廣井、中山、服部、柴田、君島六工學博士共編 英和工學字典 四六判洋裝 全一册 正價金壹圓 郵稅金八錢 | 工學博士田中芳雄氏工學士喜多源逸氏共著 有製造工業化學 菊判洋裝 上卷一册 正價金貳圓五拾錢 郵稅金八錢 |
|---|---|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|---|--|---|---|--|

128
261



中學校及高等學校用
英文教科書類



| | Price. |
|--|--------|
| Burke's Select Speeches and Letters. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Bray's The First Commercial Reader. (Postage, 8 sen) ... | .65 |
| Bray's New Commercial Reader. (Postage, 8 sen) ... | .75 |
| Bryan's The English Echo. Book I. (Postage, 6 sen) ... | .55 |
| Chosen English. (Postage, 4 sen) ... | .25 |
| Martyr's Etajima Tales. (Postage, 8 sen) ... | .55 |
| Gems of English Prose. (Postage, 6 sen) ... | .32 |
| Help's Essays, written in the intervals of business with introduction and notes. (Postage, 4 sen) ... | .20 |
| Lincoln in Story. (Postage, 6 sen) ... | .28 |
| Lord Chesterfields Letters. (Postage, 6 sen) ... | .36 |
| Macaulay's England Before the Restoration, and the State Martyr's of England in 1685. (Postage, 6 sen) ... | .45 |
| Maruya's Masterpieces of English Prose. Vol. III. Kitchin's 19th Century Writers (Postage, 6 sen) ... | .25 |
| Vol. IV. Kitchin's American Writers (Postage, 6 sen) ... | .25 |
| Nelson's The Scientific and Technical Reader. (Postage, 6 sen) ... | .28 |
| Prose Readings. (Postage, 8 sen) ... | .65 |
| Ruskin, Sesame and Lilies. (Postage, 6 sen) ... | .28 |
| School English Classics. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Selection from Huxley's lay sermons, addresses and reviews. (Postage, 6 sen) ... | .36 |
| Selections from Mill's Political Economy and Spenser's Study of Sociology. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Selections from Mill's Representative Government and Spenser's Study of Sociology. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Selections from Tyndall's fragments of Science and Helmholtz's popular Scientific lectures. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Seymour's More Grammar Lessons. (Postage, 6 sen) ... | .50 |
| Short manual of analytical chemistry. (Postage, 8 sen) ... | .50 |
| Smile's Self Help. (Postage, 6 sen) ... | .40 |
| Tales from Washington Irving. (Postage, 6 sen) ... | .36 |
| Murai's The Three Homes. (Postage, 8 sen) ... | .60 |
| Shima's Twentieth Century English Essayists. Vol. I (Postage, 6 sen) ... | .50 |
| Vol. II (Postage, 6 sen) ... | .45 |

128
261

貝

原

益

華

